

官報

号外

平成二十七年三月三十日

○第百八十九回国 衆議院會議録 第十三号

平成二十七年三月三十日(月曜日)

議事日程 第八号

平成二十七年三月三十日
午後零時三十分開議

- 第一 独立行政法人日本スポーツ振興センター
法の一部を改正する法律案(文部科学委員提出)
- 第二 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

- 平成二十七年年度一般会計暫定予算
平成二十七年年度特別会計暫定予算
平成二十七年年度政府関係機関暫定予算
- 日程第一 独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案(文部科学委員提出)
- 日程第二 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後零時三十二分開議

○議長(町村信孝君) これより會議を開きます。

○橘慶一郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

平成二十七年年度一般会計暫定予算、平成二十七年年度特別会計暫定予算、平成二十七年年度政府関係機関暫定予算、右三案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(町村信孝君) 橘慶一郎君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(町村信孝君) 御異議なしと認めます。

よつて、日程第一に先立ち追加されました。

平成二十七年年度一般会計暫定予算

平成二十七年年度特別会計暫定予算

平成二十七年年度政府関係機関暫定予算

○議長(町村信孝君) 平成二十七年年度一般会計暫定予算、平成二十七年年度特別会計暫定予算、平成二十七年年度政府関係機関暫定予算、右三案を一括

して議題といたします。

委員長の報告を求めます。予算委員長大島理森君。

平成二十七年年度一般会計暫定予算及び同報告書
平成二十七年年度特別会計暫定予算及び同報告書
平成二十七年年度政府関係機関暫定予算及び同報告書

告書

〔本号末尾に掲載〕

〔大島理森君登壇〕

○大島理森君 ただいま議題となりました平成二十七年年度一般会計暫定予算外二案につきまして、予算委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、暫定予算の概要について申し上げます。

この暫定予算三案は、四月一日から四月十一日までの期間について編成されたものであります。

一般会計暫定予算の歳出総額は五兆七千五百九十三億円であり、人件費、事務費等の経常的経費のほか、既定施策に係る経費について、暫定予算期間中における行政運営上必要最小限の金額を計上しております。

なお、新規の施策に係る経費につきましては、同期間中に特に措置する必要があるものを除き、原則として計上しておりません。

また、公共事業関係係費につきましては、新規発生災害に係る直轄災害復旧事業費のほか、直轄の

維持修繕費等について、期間中における所要額を計上しております。

歳入総額は二百六十三億円であり、期間中の税収及びその他収入の見込み額を計上しております。

以上の結果、五兆七千三百三十億円の歳出超過となりますが、国庫の資金繰りについては、必要に応じて財務省証券を発行できることとしております。

特別会計及び政府関係機関につきましても、一般会計に準じて暫定予算が編成されております。

この暫定予算三案は、去る二十七日日本委員会に付託され、本日、麻生財務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑が行われました。質疑終了後、採決の結果、三案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(町村信孝君) 三案を一括して採決いたします。

三案の委員長の報告はいずれも可決であります。三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(町村信孝君) 起立多数。よつて、三案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

平成二十七年三月三十日 衆議院會議録第十三号

独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

二

○議長(町村信孝君) 日程第一は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(町村信孝君) 御異議なしと認めます。

日程第一 独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案(文部科学委員長提出)

○議長(町村信孝君) 日程第一、独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。文部科学委員長 福井照君。

独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔福井照君登壇〕

○福井照君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

本年四月一日から実施予定の子ども・子育て支援新制度における地域型保育事業は、幼稚園、保育所、認定こども園とは異なり、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の加入対象となっております。

したがって、このままでは施設間での制度的格差が生ずることとなります。

本案は、地域型保育事業のうち、法令等により保育所と同等の安全管理を確保することができるとされる家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業の管理下における児童の災害につきまして、当分の間、災害共済給付の対象にしようとするものであります。

本案は、去る二十七日、文部科学委員会におきまして、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(町村信孝君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(町村信孝君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

日程第二 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(町村信孝君) 日程第二、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長土屋品子君。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔土屋品子君登壇〕

○土屋品子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案の主な内容は、

第一に、在グルジア日本国大使館の名称及び位置の国名をそれぞれ在ジョージア日本国大使館及びジョージアに改めること、

第二に、メキシコのレオン及びドイツのハンブルクに総領事館を新設すること、

第三に、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること等であります。

本案は、去る二十四日外務委員会に付託され、翌二十五日岸田外務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。二十七日、質疑を行い、引き続き採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(町村信孝君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(町村信孝君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(町村信孝君) 本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十三分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣	安倍 晋三君
財務大臣	麻生 太郎君
総務大臣	高市 早苗君
法務大臣	上川 陽子君
外務大臣	岸田 文雄君
文部科学大臣	下村 博文君
厚生労働大臣	塩崎 恭久君
農林水産大臣	林 芳正君
経済産業大臣	宮沢 洋一君
国土交通大臣	太田 昭宏君
環境大臣	望月 義夫君
防衛大臣	中谷 元君

環境委員

辞任

補欠

赤枝 恒雄君	金子万寿夫君
穴見 陽一君	大西 宏幸君
堀井 学君	勝沼 栄明君
大西 宏幸君	岩田 和親君
勝沼 栄明君	築 和生君
金子万寿夫君	小島 敏文君
岩田 和親君	穴見 陽一君
小島 敏文君	赤枝 恒雄君
築 和生君	堀井 学君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

消費者問題に関する特別委員

辞任

補欠

鬼木 誠君	青山 周平君
前田 一男君	池田 佳隆君
青山 周平君	鬼木 誠君
池田 佳隆君	前田 一男君

科学技術・イノベーション推進特別委員

辞任

補欠

古賀 篤君	石川 昭政君
豊田真由子君	加藤 鮎子君
大串 博志君	岡本 充功君
石川 昭政君	古賀 篤君
加藤 鮎子君	豊田真由子君
岡本 充功君	大串 博志君

東日本大震災復興特別委員

辞任

補欠

門山 宏哲君	岩田 和親君
瀬戸 隆一君	工藤 彰三君
松本 剛明君	大西 健介君
岩田 和親君	神山 佐市君
神山 佐市君	國場幸之助君
工藤 彰三君	瀬戸 隆一君
國場幸之助君	門山 宏哲君
大西 健介君	松本 剛明君

一、去る二十七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方創生に関する特別委員

辞任

補欠

河村 建夫君	木内 均君
谷川 とむ君	宗清 皇一君
平口 洋君	新谷 正義君
佐々木隆博君	鈴木 克昌君
木内 均君	岡下 昌平君
岡下 昌平君	河村 建夫君
新谷 正義君	平口 洋君
宗清 皇一君	谷川 とむ君
鈴木 克昌君	佐々木隆博君

(議案提出)

一、去る二十六日、議員から提出した議案は次のとおりである。

琵琶湖の保全及び再生に関する特別措置法案
(田島一成君外二名提出)

一、去る二十七日、委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。

独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案(文部科学委員長提出)
農業者戸別所得補償法案(岸本周平君外五名提出)
農地・水等共同活動の促進に関する法律案(岸本周平君外五名提出)
中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の継続の促進に関する法律案(岸本周平君外五名提出)

環境保全型農業の促進を図るための交付金の交付に関する法律案(岸本周平君外五名提出)

一、去る二十七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

平成二十七年一般会計暫定予算
平成二十七年特別会計暫定予算
平成二十七年政府関係機関暫定予算
中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案
(議案付託)

一、去る二十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)
独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第三十三号)
厚生労働委員会 付託

株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)
経済産業委員会 付託

一、去る二十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

平成二十七年一般会計暫定予算
平成二十七年特別会計暫定予算
平成二十七年政府関係機関暫定予算
以上三件 予算委員会 付託

(議案送付)

一、去る二十六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件
放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

一、去る二十七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

琵琶湖の保全及び再生に関する特別措置法案
(田島一成君外二名提出)
(質問書提出)

一、去る二十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

国家公務員の残業代に関する質問主意書(長妻昭君提出)
自動車安全特別会計に関する質問主意書(中根康浩君提出)

安倍総理が自衛隊を「わが軍」と呼称したことに
関する質問主意書(今井雅人君提出)

沖縄防衛局長が沖縄県知事の停止指示を不服と
して農林水産大臣に提出した執行停止申立書と
審査請求書に関する質問主意書(仲里利信君提
出)

岸田文雄外務大臣の北方領土発言等に関する第
三回質問主意書(鈴木貴子君提出)

国会議員の定数削減に係る安倍晋三内閣総理大
臣の見解に関する再質問主意書(鈴木貴子君提
出)

竹島問題に関する再質問主意書(鈴木貴子君提
出)

北方領土択捉島に関する再質問主意書(鈴木貴
子君提出)

一、去る二十七日、議員から提出した質問主意書
は次のとおりである。

朝鮮総連本部ビルの転売に関する質問主意書
(松原仁君提出)

「竹島の日」記念式典に関する質問主意書に対
する政府答弁」に関する質問主意書(鈴木貴子君
提出)

「在ウズベキスタン大使館に配置されていた所
在がわからなくなった日本画に関する質問主意
書に対する政府答弁」に関する質問主意書(鈴木
貴子君提出)

東日本大震災の復興予算に関する再質問主意書
(鈴木貴子君提出)

(答弁書受領)

一、去る二十七日、内閣から次の答弁書を受領し
た。

衆議院議員仲里利信君提出地方創生のための新
たな予算制度の確立に関する質問に対する答弁
書

衆議院議員仲里利信君提出辺野古新基地反対の
座り込み行動に対する政府の過剰・異常な監視
に関する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎君提出「八紘一字」に関す
る質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎君提出国際条約の遵守に
関する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎君提出関税交渉のあり方
に関する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎君提出従来の政府見解の
基本的な論理に関する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎君提出国際リニアコライ
ダー等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎君提出一般法人に関する
再質問に対する答弁書

衆議院議員井坂信彦君提出警察の巡回連絡力
ドに関する質問に対する答弁書

衆議院議員井坂信彦君提出地域住民生活等緊急
支援のための交付金に関する質問に対する答弁
書

衆議院議員井坂信彦君提出補正予算の効果測定
に関する質問に対する答弁書

衆議院議員井坂信彦君提出CS放送における

「政治的公平」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎君提出政務三役のメール
使用等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出産経新聞ソウル支局
長に対する韓国政府の対応に関する再質問に対
する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出産経新聞前ソウル支
局長に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出生活保護世帯の子ど
ものアルバイト収入などに関する質問に対する
答弁書

衆議院議員照屋寛徳君提出相次ぐ在沖米軍機に
よる部品落下事故等に関する質問に対する答弁
書

衆議院議員山井和則君提出労働者派遣法におけ
る労働契約申込みみなし制度の施行に関する質
問に対する答弁書

平成二十七年三月十七日提出
質問 第一 四二 号

地方創生のための新たな予算制度の確立に関
する質問主意書

提出者 仲里 利信

地方創生のための新たな予算制度の確立に
関する質問主意書

我が国では、東京を始めとする大都市への一極

集中や市場競争至上主義が進む一方で、地方は人
口の減少、産業の空洞化、地域経済の衰退、地方
自治体の財政難に喘ぎ、疲弊化している。このま
ま人口の減少・流出、地場産業の衰退が続くと、
自治体の消滅はおろか国土の保全さえもままなら
なくなることが懸念されている。

沖縄県では、現時点ではかろうじて人口は増加
しているものの、近い将来には他県と同様に減少
に転じることが予想されている。また、広大な海
域に点在する国境の有人・無人の島を多く抱える
島嶼県ということもあって、地域・島の維持が可
能かどうか、心配はひとしおである。

そこでお尋ねする。

一 国土面積の僅か〇・六％しかない沖縄県に米
軍専用面積の七十四％が集中する事態は理不尽
であり、極めて異常である。国土防衛の重責を
ひとり沖縄県民だけが担っているといっても過
言ではない。何故沖縄にだけ米軍基地を集中さ
せるのか。その理由として、識者は、沖縄に過
度に基地を集中させることによつて国土防衛費
を安くあげるためであり、その安上がり分は三
十兆円にも及ぶと試算している。そうであるな
らば、政府は、この際、沖縄県の米軍基地が全
面返還されるまでの間、基地迷惑料として、毎
年、沖縄県に、従来の沖縄振興予算とは別個
に、三千億円を支払うべきではないか。

二 沖縄の島々では、発達したサンゴ礁が外礁と
して、防波堤のように環状に島を取り囲んでい

る。その内側では浅い礁池や礁湖が形成され、水産動植物の生育や再生産に適した海域となっている。また景観に優れた海域として、さらに国土保全上からも重要な海域として機能している。一方、他県の湖沼はその役割と重要性から基準財政需要額の算定の際の測定単位の数値として組み入れられているが、沖縄県の礁池や礁湖はその重要性と役割にも関わらず、これまで何ら配慮されていない。よって、政府は、この際、沖縄県の礁池や礁湖も他県の湖沼と同様に、基準財政需要額の算定の際の測定単位の数値として組み入れる考えはないか。

三 沖縄振興一括交付金は、前知事が創設した交付金で、これまでのひも付き補助金と異なり、地域の自主性と創意工夫を生かした、極めて自由度の高い交付金であるとの話がある。しかしながら、その実態は、民主党政権下の平成二十三年度と二十四年度に実施された地域自主戦略交付金の衣替えに過ぎず、しかも自由民主党政権に戻るや否や「使い勝手が悪い」との理由で即座に廃止された、いわくつきの交付金である。現に沖縄県でもその使い勝手の悪さから多くの不用額や繰越額が続出しており、報道機関の調査でも改善要望の強い交付金と筆頭に挙げられている。よって、政府は、この際、真に地域の自主性と創意工夫を生かし、地方が使いやすい財源とするため、沖縄振興一括交付金を地方交付税として見直す考えはないか。また、仄聞す

るところでは、あえて沖縄にだけ地域自主戦略交付金を衣替えして沖縄振興一括交付金とのことであるが、その理由を明らかにされたい。

四 離島の小さな島々では、それぞれの気候風土に適した農作物が限定され、産業の規模も小さく、また輸送経費も割高となるなど、あらゆる面で格差が生じており、その抱えるハンディキャップは大きいものがある。そのため子供たちの進学を契機に島外に家族ぐるみで移住するケースも後を絶たず、このままでは自治体と島が消滅することが懸念される危機的状況となっている。よって、政府は、この際、国境の島の地方自治体と島嶼県である沖縄県に対し、辺地及び国境地域を維持するため、地方が自由に使える、新たな地方交付税として「島嶼地方交付税（仮称）」を創設する考えはないか。

五 沖縄県の気候及び風土に最も適した農作物として、サトウキビやパイナップル、マンゴー等があるが、いずれも市場から遠いこともあって、競争力に乏しく、小規模な形態で営まれている。近年、政府が強引に押し進めようとしているTPPが導入された際には、これらの農作物は最も影響を被ることが予想されている。これら農作物がなくなると、その波及効果として地域の経済と産業の崩壊に繋がり、ひいては離農、離村、移住、自治体と島の消滅に一気に進むことが考えられる。よって、政府は、この際、沖縄県の島々の経済及び産業を支えているサトウキ

びやパイナップル、マンゴー等を始めとする小規模農業に対し、価格上乗せ金として新たな支援を行う考えはないか。右質問する。

内閣衆質一八九第一四二号
平成二十七年三月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 町村 信孝殿

衆議院議員仲里利信君提出地方創生のための新たな予算制度の確立に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員仲里利信君提出地方創生のための新たな予算制度の確立に関する質問に対する答弁書

一について

沖縄県に駐留する米国軍隊を含め、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和三十五年条約第六号）第六条の規定に基づき我が国に駐留する米国軍隊（以下「在日米軍」という。）は、その抑止力を通じて我が国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与している。

他方、在日米軍の施設及び区域が同県内に集中している現状は、同県民にとって、大きな負担となっているものと認識している。

政府としては、在日米軍の抑止力を維持しつ

つ、沖縄の負担軽減を図るべく、これまでの日米合意を踏まえ、普天間飛行場の移設、在沖縄米海兵隊の国外への移転、嘉手納飛行場以南の施設及び区域の返還等に取り組んできている。

お尋ねの「基地迷惑料」については、その意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

二について

普通交付税の基準財政需要額は、地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における標準的な行政を行うために要する経費について算定するものであり、その算定に用いる測定単位は、地方行政の種類ごとに当該種類の行政に要する経費の多寡を最も確かつ合理的に反映するものとしている。お尋ねの「礁池や礁湖については、湖沼とは異なり、河川管理施設の維持及び修繕並びに整備や水防に要する経費が想定されないことから、「礁池や礁湖」を測定単位の数値として組み入れる考えはない。

三について

沖縄振興交付金は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄県からの要望を最大限尊重して創設された制度であり、地方交付税として交付する考えはない。

また、沖縄振興交付金は、沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業を対象とするだけでなく、沖縄の振興に資する事業等を幅広く対象とする沖縄振興特別措置法（平成十四年法

律第十四号)に位置付けられた制度であり、投資的経費に係る補助金等を一括交付金化した地域自主戦略交付金とは異なるものである。

する支援を行っているところである。政府としては、今後とも、これらの支援の実施により、これらの作物の生産振興を図っていく考えである。

市民集会等の情報の収集、写真の撮影等)、報告(現場で収集した情報等を北部国道事務所から逐一総合事務局開発建設部経由で国土交通省に報告並びに監督(理由や方針が一切示されないまま政府から上意下達の形で一方的な指示が行われる)という行為を行った事例はあるか。

六 被災自治体支援班(リエゾン)の本来の役割と職務権限は何か。現在、沖縄総合事務局にリエゾンが派遣され、キャンプ・シュワブ前の監視や国道事務所職員の指導・連絡調整等に当たっていると承知しているが、今回のリエゾンの派遣の目的と役割、業務内容は何か。被災が発生していない沖縄県にリエゾンを派遣する必然性は何か。被災地の誰からリエゾンの派遣要請があったのか。

お尋ねの「島嶼地方交付税(仮称)」の意味するところが必ずしも明らかではないが、現行の地方交付税制度においては、普通交付税の算定に当たって、離島地域において、旅費、通信運搬費、投資的経費等に多額の経費を要することを踏まえ、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十三条第三項の規定に基づき測定

平成二十七年三月十七日提出
質問 第一四三号

辺野古新基地反対の座り込み行動に対する政府の過剰・異常な監視に関する質問主意書

提出者 仲里 利信

辺野古新基地反対の座り込み行動に対する政府の過剰・異常な監視に関する質問主意書

維持に要する経費等の特別な財政需要が生じる地方公共団体に対し、所要の特別交付税措置を講じており、「新たな地方交付税を創設する考えはない。

名護市辺野古新基地建設に反対する沖縄県民が、キャンプ・シュワブのゲート前で行っている座り込み行動に対して、政府は、二十四時間の監視体制を敷くとともに、強権的にテント撤去を求めるなど、道路管理者として過剰・異常としか言いようがない対応を行っている。このため、沖縄県民は、政府に対し強い不信感と憤りを募らせている。

五について

書

お尋ねの「価格上乗せ金」の意味するところが必ずしも明らかではないが、農林水産省においては、さとうきび、パイナップル、マンゴー等については沖縄県にとつて重要な作物であると認識しており、さとうきびについては、砂糖

そこで、以下お尋ねする。
一 道路を不法に占用している事例で、国や県、市町村の道路管理者が三交代の二十四時間体制での監視等業務として、監視(巡回、現場の確認、集会での発言者や発言内容等のチェック、

二 上記一の監視等業務は、いつ、誰から、どのような内容、形及び権限で行われることになったのか。

七 リエゾンが県民はおるか北部国道事務所の職員を監視していると承知しているがどうか。特に国土交通省の指示どおりに職員が動いているか、その動向や勤務評価を三十分毎に求めていると承知しているがどうか。

及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和四十年法律第九号)に基づく独立行政法人農畜産業振興機構を通じた甘味資源物交付金の交付等の支援を行うとともに、パイナップル及びマンゴーについては、優良品種への転換等に対

二 東京霞が関の経済産業省前で市民が座り込みを続けている「脱原発デモ」は、二〇一一年九月に設置されたと承知しているが、このテントも不法な占拠の事例ではないか。この事例と今回のキャンプ・シュワブのゲート前の座り込み行動とは何が異なっており、二十四時間の監視等業務となるのか。

八 人事院規則によれば、毎月の残業時間が百時間を超えた職員は、健康診断を受けさせないといけないことになっているが、沖縄総合事務局北部国道事務所職員(同事務所に併任発令されている他の部署の職員も含む)で、二月二十五日以降、百時間を超え残業を強いられている職員は、何名いるか。その職員は健康診断を受けているか。

九 沖縄総合事務局の北部国道事務所や開発建設部の職員は、本来の業務ではない監視等業務に二十四時間体制で、しかも三日交代のローテーションで強制的に従事させられているため、本来の業務に支障を来すとともに、心身に過重な

負担となつて体調不良を訴え、さらには家族から県民を敵にすることかといひ詰められるなど窮地に陥つてゐると承知してゐるがどうか。

十 県民に敵対的な行動や民意を蹂躪する行為を強いられてゐる北部国道事務所の職員は士氣は急速に低下し、職場内はとげとげしい雰囲気、覆われていると承知してゐるが、早急に二十四時間の監視体制を解消するべきではないか。

十一 三月四日に、沖縄総合事務局開発建設部所属で沖縄本島在住の職員に対し、北部国道事務所併任発令を行つたと承知してゐるが、この併任発令の理由と目的は何か。

十二 キャンプ・シュワブのゲート前で座り込み行動を行つてゐる県民に対して、強権的に立ち退きを迫つたり、勧告・指示を行うなど、ことさらに県民との対立をおよぼすような過剰で異常な対応を直ちにやめ、これまで道路管理者として県内で行つてゐた緩やかな対応を行う考えはないか。

右質問する。

内閣衆質一八九第一四三号

平成二十七年三月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 町村 信孝殿

衆議院議員仲里利信君提出辺野古新基地反対の座り込み行動に対する政府の過剰・異常な監視に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員仲里利信君提出辺野古新基地反対の座り込み行動に対する政府の過剰・異常な監視に関する質問に対する答弁書

一及び二について

キャンプ・シュワブのゲート付近の道路の区域に道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十二条第一項の規定に違反して設けられたテント等についての対応も含めて、お尋ねのような事例があつたとは承知してゐない。

三から五までについて

道路法第三十二条第一項の規定に違反して道路の区域に設けられた工作物等については、その状況に応じて、道路管理者が適切な対応を行つてゐるものと承知してゐる。お尋ねのキャンプ・シュワブのゲート付近の道路の区域に同項の規定に違反して設けられたテント等についても、その違法状態の解決に向けて、夜間に当該違法状態が悪化するおそれがあることも踏まえながら、適切な対応を行つてきてゐる。なお、御指摘の「脱原発テント」については、経済産業省本省庁舎の敷地の一部を不法に占拠してゐるものであり、道路の区域に設置されてゐるものではないことから、単純に比較することは困難である。

六及び七について

お尋ねの「被災自治体支援班(リエゾン)」とは、災害発生直後から被災自治体に先行的に派遣され、被災状況や被災自治体の支援ニーズを把握し、被災自治体を管轄する地方整備局等に伝達するほか、被災自治体の業務の支援を実施するものであるが、当該被災自治体支援班(リエゾン)を現在沖縄県に派遣してゐる事実はない。

八について

お尋ねの「沖縄総合事務局北部国道事務所職員(同事務所に併任発令されてゐる他の部署の職員も含む)」で、二月二十五日以降、百時間を超え残業を強いられてゐる職員について、平成二十七年二月二十五日から同年三月二十四日までの超過勤務が百時間を超えてゐる職員は二十三名である。また、御指摘の「健康診断」の意味するところが必ずしも明らかではないが、人事院規則一〇一四(職員の保健及び安全保持)の規定に基づき、一週間当たり三十八時間四十五分を超えて勤務させた場合におけるその超えた時間が一月について百時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる職員から申出があつた場合には、医師による面接指導を行うものとされており、当該超過時間の算定は、毎月一回以上、一定の期日を定めて行うこととされている。沖縄総合事務局北部国道事務所の職員については、同年二月一日から同年二十八日までの期間において算定しており、この期間において算定した超過時間が百時間を超えてゐた職員は三名

であるが、現時点では職員からの申出はなく、面接指導を受けた者はいない。

九、十及び十二について

キャンプ・シュワブのゲート付近の道路の区域に道路法第三十二条第一項の規定に違反して設けられたテント等については、その違法状態の解決に向けて、適切な対応を行つてきており、引き続き、職員の勤務状況に留意しつつ、適切に対応していく考えである。

十一について

お尋ねの「併任発令の理由と目的」については、当該併任発令を受けた職員が、キャンプ・シュワブのゲート付近の道路の区域に道路法第三十二条第一項の規定に違反して設けられたテント等についての対応に係る業務を遂行する必要があるためである。

平成二十七年三月十七日提出
質問 第一四四号

提出者 緒方林太郎

提出者 緒方林太郎

「八紘」字に関する質問主意書

昭和五十八年一月二十九日の参議院本会議において、中曽根康弘内閣総理大臣が以下のように答弁してゐる。

「(略)日本の場合について、アメリカとの関係、あるいはヨーロッパとの関係、自由世界との

關係を調整するというのが第一に重要なことでもございましたから、いままでここでいろいろ御説明申し上げましたような關係に立つた発言もしておる。要するに孤立化を防ぐ、一番大事な仕事である。世界の常識の線は日本も歩んでいく必要があると。戦争前は八紘一字ということで、日本は日本独自の地位を占めようという独善性を持った、日本だけが例外の国になり得ると思った、それが失敗のもとであった。戦後再びそういう危険性を冒してはいないだろうか、そういうことを申し上げたかったのでございます。(以下略)

現政権は、「八紘一字」という言葉について同様の認識を有しているか。

右質問する。

内閣衆質一八九第一四四号

平成二十七年三月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 町村 信孝殿

衆議院議員緒方林太郎君提出「八紘一字」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員緒方林太郎君提出「八紘一字」に関する質問に対する答弁書

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではなく、お答えすることは困難である。

平成二十七年三月十七日提出
質問 第一 四 五 号

国際条約の遵守に関する質問主意書

提出者 緒方林太郎

国際条約の遵守に関する質問主意書

一般論として、我が国が締結した国際条約について、その条文の一部に異議を唱えることは当該国際条約違反になると考えるが、政府の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一八九第一四五号

平成二十七年三月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 町村 信孝殿

衆議院議員緒方林太郎君提出国際条約の遵守に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員緒方林太郎君提出国際条約の遵守に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「条文の一部に異議を唱えること」の意味するところが必ずしも明らかではないが、我が国が締結している条約法に関するウィーン条約(昭和五十六年条約第十六号)第二十六条は、「効力を有するすべての条約は、当事国を拘束し、当事国は、これらの条約を誠実に履行しなければならない」と規定している。

平成二十七年三月十七日提出
質問 第一 四 六 号

関税交渉のあり方に関する質問主意書

提出者 緒方林太郎

関税交渉のあり方に関する質問主意書

本年三月五日の衆議院予算委員会における、私の質問に対して甘利国務大臣より以下の答弁があった。

「貿易交渉、関税交渉というのは、それぞれが関税を引き下げていった場合に、需要にどういう変化が起きるかということも考えなければいけない。自然推移の需要を見据えて事を決めるといふルールは貿易交渉にはないわけですね。例えば、自動車だんだん人口が減って売れなくなってきたから、だから、そこをどんどん入ってくるのはおかしいじゃないかみたいな話は、これはなかなか難しい話であります。」

一 第百八十三回国会四月十九日農林水産委員会

の決議において、「米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう除外又は再協議の対象とすること。十年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も含め認めないこと」とされていることとの関係で、同答弁は整合的ではないのではないか。

二 現在、行われている世界貿易機関ドーハ開発・アジェンダ交渉において、日本は、WTO協定妥結時にアクセス数量の基準としたコメの国内

消費量よりも交渉開始時点で国内消費量が下がっていることを前提に、「国内消費量を基準として一定割合のアクセス機会を保障することとした経緯にかんがみ、公平を期する観点から最新の消費量を勘案した見直しを行う」との提案を行った。これは同答弁とは整合的ではないのではないか。

右質問する。

内閣衆質一八九第一四六号

平成二十七年三月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 町村 信孝殿

衆議院議員緒方林太郎君提出関税交渉のあり方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員緒方林太郎君提出関税交渉のあり方に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の甘利経済再生担当大臣の発言は関税交渉における国内需要に変動があった場合の扱いについての一般論を述べたものであり、御指摘の農林水産委員会の決議(以下「決議」という。)において、「米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう除外又は再協議の対象とすること。十年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も含め認めないこ

と。」とされていることとの関係で、同答弁は整合的ではないのではないかとこの御指摘は当たらない。いずれにせよ、政府としては、環太平洋パートナーシップ協定交渉において、決議をしっかりと受け止め、守るべきものは守り、攻めるべきものは攻めることにより、国益にかなう最善の道を追求するよう、全力で交渉に当たっているところである。

二について

御指摘の甘利経済再生担当大臣の発言は関税交渉における国内需要に変動があった場合の扱いについての一般論を述べたものであり、「国内消費量を基準として一定割合のアクセス機会を保証することとした経緯にかんがみ、公平を期する観点から最新の消費量を勘案した見直しを行う。」との提案を行った。これは同答弁とは整合的ではないのではないかとこの御指摘は当たらない。

平成二十七年三月十七日提出
質問 第一四七号

従来の政府見解の基本的な論理に関する質問
主意書

提出者 緒方林太郎

従来の政府見解の基本的な論理に関する質問
問主意書

本年三月五日の衆議院予算委員会における私の

質問に対して、中谷安全保障法制担当大臣は「昨年七月一日の閣議決定は、従来の政府見解の基本的な論理を維持」といった趣旨の答弁をしている。

この「基本的な論理」とは、千九百七十二年十月十四日に参議院決算委員会に対し政府から提出された資料「集団的自衛権と憲法との関係」、千九百八十一年五月二十九日付の衆議院議員稲葉誠一君提出「憲法、国際法と集団的自衛権」に関する質問に対する答弁書それぞれのいずれの部分の指しているか。具体的に提示ありたい。

右質問する。

内閣衆質一八九第一四七号
平成二十七年三月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 町村 信孝殿

衆議院議員緒方林太郎君提出従来の政府見解の基本的な論理に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員緒方林太郎君提出従来の政府見解の基本的な論理に関する質問に対する答弁書

御指摘の「基本的な論理」は、お尋ねの資料における「憲法は、第九条において、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止してい

るが、前文において「全世界の国民が……平和のうちに生存する権利を有する」ことを確認し、また、第一三条において「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、……

国政の上で、最大の尊重を必要とする」旨を定めていることから、わが国がみずからの存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでも放棄していいことは明らかであつて、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはとうてい解されない。しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないであつて、それは、あくまで外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るための止むを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとされるべき必要最少限度の範囲にとどまるべきものである。」との記載を指すものであり、また、お尋ねの答弁書における「憲法第九条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最少限度の範囲にとどまるべきものである」との記載を指すものである。

平成二十七年三月十七日提出
質問 第一四八号

国際リニアコライダー等に関する質問主意書
提出者 緒方林太郎

国際リニアコライダー等に関する質問主意書

一 現在、国際リニアコライダー（ILC）の国内候補地選考はどうなっているか。

二 現在の試算で、ILC建設に際して、国、地方の負担としてどの程度のものが想定されているか。一定の仮定を置いた上で差支えないので、具体的な数字を答弁ありたい。

三 国際熱核融合実験炉（ITER）に関し、二千年に「イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定」が発効した時点で想定されていた欧州連合、フランス共和国、プロヴァンス・アルプ・コート・ダジュール地域圏、プーシュ・デュール・ロヌ県の負担はどのようなものであつたか。

四 問三で質問した負担は、現在の見積もりではそれぞれの程度になつているか。一定の仮定を置いた上で差支えないので、具体的な数字を答弁ありたい。

なお、本主意書に対する答弁については、国会法第七十五条第二項に定めのある期限内の答弁を求めないので、出来る限り、具体的な答弁に努められたい。

右質問する。

内閣衆質一八九第一四八号

平成二十七年三月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 町村 信孝殿

衆議院議員緒方林太郎君提出国際リニアコライ
ダー等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付
する。

〔別紙〕

衆議院議員緒方林太郎君提出国際リニアコ
ライダー等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

国際リニアコライダー計画については、現
在、文部科学省において、実施の可否に関する
検討を進めているところであり、国内の候補地
を選考する段階に至っており、また、お尋ね
の費用負担の在り方について、お答えすること
は困難である。

三について

イーター事業の共同による実施のためのイ
ター国際核融合エネルギー機構の設立に関する
協定(平成十九年条約第十五号。以下「協定」と
いう。)に基づき行われる、平和的目的のための
核融合エネルギーの科学的及び技術的な実現可
能性を証明することを目的とする国際的な事業
(以下「イーター事業」という。)の平成十九年時
点での欧州連合の建設段階に関する見積費用の
分担(以下「見積費用の分担」という。)について
は、協定第八条に規定する「文書「イーター事

業のすべての段階に関する費用分担」におい
て、一七八・八五kIU A(一kIU Aは、
平成元年一月の百万米ドルに等しいとされてい
る。以下同じ。)と記載されている。また、フラ
ンス共和国は、欧州連合の見積費用の分担の五
分の一を負担するとともに、イーター事業の実
施のために必要な土地等を提供することとされ
ていると承知している。お尋ねの「プロヴァン
ス・アルプ・コート・ダジュール地域圏」及び
「プーシュ・デュ・ローヌ県」の負担について
は、政府として承知していない。

四について

平成二十六年時点での欧州連合の見積費用の
分担は、協定により設立されたイーター国際
核融合エネルギー機構の理事会による決定に
より、二二・三六・六二kIU Aとされている。
また、フランス共和国、「プロヴァンス・アル
プ・コート・ダジュール地域圏」及び「プー
シュ・デュ・ローヌ県」の負担については、三
についてでお答えしたとおりである。

平成二十七年三月十七日提出
質問 第一四九号

一般法人に関する再質問主意書

提出者 緒方林太郎

一般法人に関する再質問主意書

一 公益法人制度改革関連三法の結果、それまで

の国主管の公益法人(以下「旧公益法人」とい
う。)から一般社団法人、一般財団法人に移行し
た法人について以下の通り質問する。

(一) それらの法人について、政府から委託、
補助等、その形態を問わず、一般法人に対
して年間十億円以上の支出が行われている
ケースを、昨年度、今年度について、法人
名、金額等を明示した上で列挙ありたい。

(二) (一)において答弁のあった法人に、理事
以上のポストで、国家公務員が現役出向又
は国家公務員OBが再就職しているケース
を列挙ありたい。

(三) 旧公益法人に求められていた情報公開
と、一般社団法人、一般財団法人に求めら
れる情報公開との間には、どの程度の違い
があるのか。

二 衆議院議員緒方林太郎君提出一般法人に関す
る質問に対する答弁書四についてにおいて、
「なお、一般論としては、個人から一般社団法
人等といった持分の定めのない法人に対し財産
の贈与又は遺贈(以下「贈与等」という。)があつ
た場合において、その贈与等によりその贈与等
をした者の親族等の相続税又は贈与税の負担が
不当に減少する結果となると認められるときに
は、その法人を個人とみなして、相続税又は贈
与税を課することになるといった税制上の措置
が講じられているところである。」とある。

(一) 「その贈与等をした者の親族等の相続税

又は贈与税の負担が不当に減少する」と
は、どの程度の減少を指すのか。

(二) 当該税制上の措置を講じたケースは、こ
れまでどの程度あるのか。

なお、本主意書に対する答弁については、国会
法第七十五条第二項に定めのある期限内の答弁を
求めないので、出来る限り、具体的な答弁に努め
られたい。

右質問する。

内閣衆質一八九第一四九号

平成二十七年三月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 町村 信孝殿

衆議院議員緒方林太郎君提出一般法人に関する
再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員緒方林太郎君提出一般法人に関
する再質問に対する答弁書

一の(一)及び(二)について

御指摘の「それまでの国主管の公益法
人・・・から一般社団法人、一般財団法人に移
行した法人」及び「一般法人」の意味するところ
が必ずしも明らかでないが、国の機関が所管し
ていた公益法人(一般社団法人及び一般財団法
人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団
法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法
律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五

十号)第三十八条による改正前の民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定に基づき設立された法人をいう。以下同じ。)から一般社団法人等(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第二条第一号に規定する一般社団法人等をいう。以下同じ。)に移行した個別の法人に対する政府からの支出の金額等については、集計の作業が膨大となることから、お尋ねについてお答えすることは困難である。

一の(二)について

御指摘の「旧公益法人に求められていた情報公開」及び「一般社団法人、一般財団法人に求められる情報公開」の意味するところが必ずしも明らかでないが、国の機関が所管していた公益法人については、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成八年九月二十日閣議決定)において、各事業年度に係る貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録等の業務及び財務等に関する資料を主たる事務所に備えて置き、原則として、一般の閲覧に供することとされている。これに対し、一般社団法人等については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律において、各事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書を作成し、貸借対照表又はその要旨を公告しなければならないなどとされている。

二の(一)について

御指摘の点については、相続税法(昭和二十

五年法律第七十三号)第六十六条第六項の委任に基づく相続税法施行令(昭和二十五年政令第七十一号)第三十三条第三項の規定等を踏まえ、同法第六十六条第四項に規定する持分の定めのない法人に贈与又は遺贈をした者等が当該法人の所有する財産の運用等に関して特別の利益を与えられているかなどといった観点から、個々の事案ごとに相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるか否かを判断しているところであり、お尋ねについて、一概にお答えすることは困難である。

二の(二)について

お尋ねの件数については、統計的に把握しておらず、また新たに把握しようとする場合、作業が膨大となることから、お答えすることは困難である。

平成二十七年三月十七日提出
質問 第一五〇号

警察の巡回連絡カードに関する質問主意書

提出者 井坂 信彦

警察の巡回連絡カードに関する質問主意書
二〇一五年二月十八日、群馬県警は、勤務する管轄エリアで小学四年の女兒を誘拐しようとしたとして同県警の巡查を逮捕した。巡查が女兒や父親の名前を事前に知っていたことについて、警察が使用する「巡回カード」を使って個人情報収集

し悪用したと考えられている。警察が巡回カードを悪用することは、市民生活に重大な悪影響を及ぼすことになることから、次の事項について質問する。

一 警察法第二条や地域警察運営規則第二十條で巡回連絡の目的などについて定められ、巡回連絡カードの運用・管理については、平成十一年十一月に「巡回連絡実施要領の改正について」という通達で統括管理責任者、管理責任者、取扱責任者をそれぞれ定め、「統括管理責任者は警察署長を通じて管理責任者を、管理責任者は取扱責任者を、取扱責任者は個々の受持警察官を巡回連絡カードの管理について指導監督する」と規定されている。

巡回連絡カードの運用や管理についてこれ以外には定めがない。個人情報保護法第二十条では安全管理措置を規定し、これに基づいて医療・介護関係事業者に対しては厚生労働省が「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を作成している。例えば物理的安全管理措置として「入退館(宅)管理の実施や盗難等に対する予防対策の実施」や技術的安全管理措置として「個人データに対するアクセス管理や個人データに対するアクセス記録の保存」など詳細な運用・管理規定が示されている。

① 巡回連絡カードについて、このような運用・管理にあつたの「ガイドライン」はあるか。

② 巡回連絡カードについて、「個人データに対するアクセス管理や個人データに対するアクセス記録の保存」は行われているか。

二 巡回連絡カードの運用・管理の強化について巡回連絡カードに関し、二〇一一年四月には新潟県で紛失、神奈川県では巡回連絡カードの盗難があるなど、いくつかの運用・管理を懸念する事例が起きている。今回の事件を受けて、巡回連絡カードを廃止、もしくは運用・管理を強化すべきとの指摘があるが、どのような対応を考えているか。通達などで管理強化をするだけでなく「個人データに対するアクセス管理や個人データに対するアクセス記録の保存」など、制度上の変更を考えているか。

三 今回の事件のように、巡回連絡カードを悪用された場合、どのような罰則規定があるのか。右質問する。

内閣衆質一八九第一五〇号

平成二十七年三月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 町村 信孝殿

衆議院議員井坂信彦君提出警察の巡回連絡カードに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員井坂信彦君提出警察の巡回連絡
カードに関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「ガイドライン」及び「個人データに
対するアクセス管理や個人データに対するアク
セス記録の保存」の意味するところが必ずしも
明らかではないが、巡回連絡カードの取扱い等
については、「巡回連絡実施要領の改正につい
て」(平成十一年十一月一日付け警察庁内地方発第
一九号警察庁生活安全局長通達)を踏まえ、都
道府県警察において、各都道府県の個人情報保
護条例等に従って行われているものと承知して
おり、警察庁としては、適切な取扱い等がなさ
れるよう引き続き指導することとしている。

三について

「巡回連絡カードを悪用された場合」の意味す
るところが必ずしも明らかではないが、一般論
としては、刑法法規に該当するか否かは、個別
の事案ごとに判断されるべきであり、一概にお
答えすることはできない。

平成二十七年三月十七日提出
質問 第一五 一号

地域住民生活等緊急支援のための交付金に関
する質問主意書

提出者 井坂 信彦

地域住民生活等緊急支援のための交付金に
関する質問主意書

平成二十六年年度補正予算の目玉である、地域住
民生活等緊急支援のための交付金は、プレミアム
商品券など消費を直接増やす事業のほか地方創生
のためのメニューが揃っている。県や市が計画を
立てて、コミュニティバスや結婚の支援まで自
由に使えるものとなっているが、補正予算でやる
べきかどうかの妥当性に関し次の事項について質
問する。

一 コミュニティバスや若者の結婚支援など一
つ一つの事業は大事なもののだが、同交付金で例
示された事業は、なぜ本予算より一ヶ月半早め
て急ぐ必要があるのか。

二 県や市が目標を立てる仕組みになっている
が、目標の立て方や目標の高さは地方の自由にな
っている。高い目標を立てて、目標を達成し
た自治体に、翌年は追加補助するなどインセン
ティブを持たせる仕組みはあるか。
右質問する。

内閣衆質一八九第一五一号
平成二十七年三月二十七日

衆議院議長 町村 信孝殿
衆議院議員井坂信彦君提出地域住民生活等緊急
支援のための交付金に関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員井坂信彦君提出地域住民生活等
緊急支援のための交付金に関する質問に対
する答弁書

一について

地方創生は我が国の喫緊の課題であり、早急
にその取組を進める必要があることから、都道
府県及び市町村(特別区を含む)(以下「地方公
共団体」という。)におけるまち・ひと・しごと
創生法(平成二十六年法律第百三十六号。以下
「創生法」という。)第九条第一項の規定に基づ
く都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略又は
創生法第十条第一項の規定に基づく市町村ま
ち・ひと・しごと創生総合戦略の円滑な策定と
これに関する優良施策の実施について、平成二
十六年度補正予算において地域活性化・地域住
民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)(以
下「先行型交付金」という。)を措置し、支援する
こととしたものである。

二について

お尋ねの「高い目標を立てて、目標を達成し
た自治体に、翌年は追加補助するなどインセン
ティブを持たせる仕組み」の意味するところが
必ずしも明らかではないが、先行型交付金にお
いては、地方公共団体自身がその後の地方創生
の取組の改善等に活用するために、各地方公共
団体が交付対象事業の効果の検証を行うことと
されている。

平成二十七年三月十七日提出
質問 第一五 二号

補正予算の効果測定に関する質問主意書

提出者 井坂 信彦

補正予算の効果測定に関する質問主意書

補正予算は毎年五兆円、十兆円と景気対策のた
めに執行されてきたものである。しかし、補正予
算後の経済効果が実際にどうだったのかという議
論をされることが少なく、「昨年の補正の効果
を踏まえて今年はどうしよう」という検証と改善の
サイクルもないことから次の事項について質問す
る。

一 補正予算の経済対策としての効果測定を行っ
ているのか。

二 一の効果測定を踏まえて、次に生かしている
のか。

三 平成二十六年年度の補正予算の経済効果は、い
つ、どのような形で効果が公表されるのか。
右質問する。

内閣衆質一八九第一五二号
平成二十七年三月二十七日

衆議院議長 町村 信孝殿
衆議院議員井坂信彦君提出補正予算の効果測定
に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員井坂信彦君提出補正予算の効果測定に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

経済動向は様々な要因が複合的に作用して変動するため、経済対策の効果のみを事後的に抽出し、定量的に把握することは困難である。

また、新たに経済対策を策定する場合には、過去の経済対策の効果も反映された足下の経済動向を総合的に検証・分析した上で、経済対策の必要性を判断している。

なお、我が国の経済動向を総合的に検証・分析した結果については、年次経済財政報告等において公表しているとともに、経済財政諮問会議に報告し、公表している。

平成二十七年三月十七日提出
質問 第一五三号

CS放送における「政治的公平」に関する質問
主意書

提出者 井坂 信彦

CS放送における「政治的公平」に関する質問
問主意書

日本の放送局は、放送法第四条で政治的に公平な番組編集が義務付けられている。放送法が制定された一九五〇年当時にはNHKしかなかったテレビ放送は、多メディア多チャンネル時代を迎え、現在では衛星放送を含めると相当数のチャンネルが視聴可能になっている。社会的影響力や電波の希少性が根拠とされる放送法の「政治的公平」原則がCS放送にも適用されるのか議論するべきところであるが、平成二十七年三月二日の衆議院予算委員会でも高市総務大臣は放送法の政治的公平について「民放であれ、そしてまたCSであれ同じ」と答弁している。現在、CS放送は多種多様な番組を視聴することが可能であるため、CS放送の「政治的公平」に関し、次の事項について質問する。

一 CS放送では、中国の国営放送CCTVを視聴することが可能であるが、これは放送法の「政治的公平」から鑑みて、「政治的公平」な番組との見解か。

二 高市総務大臣は三月二日の衆議院予算委員会の答弁で放送法における政治的公平に関し、その根拠の一つとして、「不特定多数に対して、紙媒体以上に同時に安価に情報提供というのが可能であるという、これは物理的な特性でございませう」と述べている。CS放送は月額数千円支払って視聴する仕組みになっており、「紙媒体以上に同時に安価に情報提供というのが可能」という根拠は、CS放送には当てはまらないのではないか。

右質問する。

内閣衆質一八九第一五三号

平成二十七年三月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 町村 信孝殿

衆議院議員井坂信彦君提出CS放送における「政治的公平」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員井坂信彦君提出CS放送における「政治的公平」に関する質問に対する答弁書

一について

放送法(昭和二十五年法律第百三十二号。以下「法」という。)第四条第一項はいわゆる放送番組編集の準則を定めており、同項第二号は「政治的に公平であること」と規定しているところであるが、放送番組は、こうした規定をはじめとする法の規定に従い、放送事業者の自主自律によって編集されるべきものと考えており、個別の放送番組の内容について、政府として見解を述べることは差し控えたい。

二について

御指摘の平成二十七年三月二日の衆議院予算委員会における高市早苗総務大臣の答弁は、放送の一般的な特性を説明したものである。いずれにせよ、法第四条第一項第二号に規定されている「政治的に公平であること」という放送番組編集の準則は、無料放送か有料放送にかかわらず、CS放送を行う放送事業者を含む全ての放送事業者に適用されるものである。

平成二十七年三月十八日提出
質問 第一五四号

政務三役のメール使用等に関する質問主意書

提出者 緒方林太郎

政務三役のメール使用等に関する質問主意書

現在、アメリカ合衆国において、ヒラリー・クリントン前国務長官がその任期中、職務に関するメールを私的なアドレスからやり取りしていたことが問題となっている。

一 安倍第二次、第二次改造、第三次内閣の政務三役は、私的なメールアドレスを使つて、職務上、国家公務員法第百条に規定される秘密に該当する情報のやり取りをしたことはないか。あるのであれば、その者の具体的な氏名を列挙ありたい。

二 安倍第二次、第二次改造内閣の政務三役は、退任に際し、職務上入手したメールを始めとする文書の内、国家公務員法第百条に規定される秘密に該当するものすべてを所属の省庁に返却しているか。返却していないのであれば、その者の具体的な氏名を列挙ありたい。

三 我が国において、政務三役の職務上のメールを始めとする文書のやり取りや任期中に入手した文書の取り扱いについて、如何なるルールが存在しているか。また、そのような規定がないのであれば、少なくとも、国家公務員法第百条

に規定する秘密を私的なメールで取り扱うことの禁止や、任期中に入手した文書の内、国家公務員法第百条に規定する秘密に該当するものの返還義務を設けるべきであると考えるが、政府の見解如何。

なお、本主意書に対する答弁については、国会法第七十五条第二項に定めのある期限内の答弁を求めないので、出来る限り、具体的な答弁に努められたい。

右質問する。

内閣衆質一八九第一五四号

平成二十七年三月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 町村 信孝殿

衆議院議員緒方林太郎君提出政務三役のメール使用等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員緒方林太郎君提出政務三役の

メール使用等に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

内閣総理大臣、国務大臣、副大臣(内閣官房副長官を含む。)及び大臣政務官については、官吏服務紀律(明治二十年勅令第三十九号)第四条第一項の規定の適用があると解されており、同項においては「官吏ハ己ノ職務ニ関スル又ハ他ノ官吏ヨリ聞知シタルトヲ問ハス官ノ機密ヲ

漏洩スルコトヲ禁ス其職ヲ退ク後ニ於テモ同様トス」と規定され、また、「国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範」(平成十三年一月六日閣議決定一(8))において「職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。・・・これらについては、国務大臣等の職を退任した後も同様とする。」と規定されており、これらの法令等の遵守を徹底しているところであり、不適切な事例は承知していない。

平成二十七年三月十八日提出
質問 第一五五号

産経新聞ソウル支局長に対する韓国政府の対応に関する再質問主意書

提出者 鈴木 貴子

産経新聞ソウル支局長に対する韓国政府の対応に関する再質問主意書

韓国政府は産経新聞の藤本欣也ソウル支局長に対し、「外信記者証」を約半年にわたり発行していないとされている。

右と、「前回答弁書」(内閣衆質一八九第一一四号)を踏まえ、再質問する。

一 前回質問主意書で、「通常なら数週間で発行されるものが、約半年も発行されないのは異常と思うが、政府の見解如何。」と問うたところ、前回答弁書(内閣衆質一八九第一一四号)で、「政府としては、大韓民国において約半年もの

間、御指摘の「外信記者証」が御指摘の者に発給されない状況が続いていると承知しており、大韓民国政府に対し、適切な対応を求めたところである。」との答弁がなされている。当方は、産経新聞の藤本ソウル支局長に、「外信記者証」が約半年も発行されていないことに対し、政府の見解を問うたのである。改めて、「外信記者証」が約半年も発行されていないことに対し、政府の見解如何。

二 「前回答弁書」(内閣衆質一八九第一一四号)

で、「大韓民国政府に対し、適切な対応を求めたところである。」との答弁をなされているが、日本政府の誰が韓国政府の誰に対し、どのような対応を求めたのか具体的に示されたい。また、対応を求めた日時を時系列で示されたい。

三 日本政府は韓国政府に対し、「外信記者証」が発行されるよう現時点でも働きかけを行っているか。端的に答えられたい。

四 三で働きかけを行っているのであれば、韓国政府に対し、「外信記者証」が発行されるよう働きかけを行つた日時を時系列をもって示されたい。

五 前回質問主意書で、「韓国と我が国は、自由と民主主義、市場経済等の基本的価値を共有すると認識しているか。」と問うたところ、「前回答弁書」(内閣衆質一八九第一一四号)では、「大

韓民国は、我が国と共に米国の同盟国であり、民主主義及び市場経済を採用している国であると認識している。」との答弁がなされている。また、外務省のホームページにも韓国の紹介文について、「我が国と、自由と民主主義、市場経済等の基本的価値を共有する重要な隣国」と表記していたが、本年三月二日付で、「我が国にとって最も重要な隣国」に変更している。右答弁のように、日本政府は韓国に対する認識を何故変えたのか説明されたい。

右質問する。

内閣衆質一八九第一五五号

平成二十七年三月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 町村 信孝殿

衆議院議員鈴木貴子君提出産経新聞ソウル支局長に対する韓国政府の対応に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出産経新聞ソウル支局長に対する韓国政府の対応に関する再

質問に対する答弁書

一について

先の答弁書(平成二十七年三月十三日内閣衆質一八九第一一四号)一から三までについてでお答えしたとおりである。

二から四までについて

政府としては、大韓民国政府に対し、適切な対応を求めてきているが、外交上のやり取りの詳細について明らかにすることは、差し控えた

五について

大韓民国は、我が国と共に米国の同盟国であり、民主主義及び市場経済を採用している国であると認識しており、このような認識に変わりはない。

平成二十七年三月十八日提出
質問 第一五五号

産経新聞前ソウル支局長に関する再質問主意書

書

提出者 鈴木 貴子

産経新聞前ソウル支局長に関する再質問主意書

「前回答弁書（内閣衆質一八九第一一五号）を踏まえ、再質問する。

一 前回質問主意書で、「加藤氏の韓国から日本への出国が認められないこと、更には基本的人権を尊重すべき観点からも、日本政府は加藤氏の出国について韓国側に働きかけをすべきではないか。政府の考え如何。」と問うたところ、「前回答弁書（内閣衆質一八九第一一五号）では、「政府としては、大韓民国政府に対し、本

件をめぐる我が国の懸念を様々な形で累次にわたり伝達し、適切な対応を求めてきている」との答弁がなされている。日本政府は韓国政府に対し、日本側の誰が韓国側の誰に、どのような対応を要請したのか具体的に示されたい。また、その伝達はどのような方法で行われたのか答えられたい。

二 現時点で、日本政府からの要請に対し、韓国政府から何らかの回答はきているか。右質問する。

内閣衆質一八九第一一五号

平成二十七年三月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 町村 信孝殿

衆議院議員鈴木貴子君提出産経新聞前ソウル支局長に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出産経新聞前ソウル支局長に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

政府としては、大韓民国政府に対し、本件をめぐる我が国の懸念を様々な形で累次にわたり伝達し、適切な対応を求めてきているが、外交上のやり取りの詳細について明らかにすることは、差し控えたい。

平成二十七年三月十九日提出
質問 第一五七号

生活保護世帯の子どものアルバイト収入などに関する質問主意書

提出者 初鹿 明博

生活保護世帯の子どものアルバイト収入などに関する質問主意書

高校生だった長女のアルバイト収入を申告せず生活保護費を不正受給したとして、川崎市が約三十二万六千円の返還を求めたのは違法だとして、父親が決定の取り消しを求めた裁判の判決が三月十一日、横浜地裁で出され、父親の請求を認め川崎市の決定を取り消しました。

この長女はアルバイトによって高校の修学旅行費用を捻出したり、大学の受験料に使ったりしており、裁判長は「これを申告せずに生活保護を受けたことを不正だと断じるのは酷だ」と述べております。

生活保護世帯の高校生が学費や進学など将来の自立に向けた費用を貯蓄することを目的にアルバイトしても、それが家計の所得に組み入れられ、保護費を減額されることになってしまうと貯金も出来ず、進学も諦めざるを得なくなる場合が生じ、貧困の連鎖を断ち切ることが出来なくなってしまう。

また、高校卒業後に就職してしまうとこの子ども収入によって保護が打ち切られてしまうことになるので、子どもが就職することを望まない親

がいると聞いています。また、将来、家を出てひとり暮らしをして自立しようと思っても働いて得た収入が全て家計に組み込まれてしまうと、自立する費用を貯めることも出来ず、結果として子ども達が自立し、貧困状態から抜け出していくことが出来なくなってしまうと考えます。

以上の観点から以下、質問します。

一 厚生労働省は、昨年四月、生活保護世帯の子どもが学費に使用するためや進学など将来の自立に向けた費用を貯蓄することについては、自立更生計画等を提出し、福祉事務所から事前に承認を受けるなど一定の要件を満たせば収入認定の除外とするとの通知を出していますが、ケースワーカーなどから十分な説明が無いために認定を受けずに世帯の収入に入れられていたり、申告をせずに不正申告とされているケースが多々あると考えられます。貧困の連鎖を防止するためにも各福祉事務所にこの通知を徹底し、生活保護世帯の高校生等がアルバイトで得た収入に関しては、収入認定の除外とすることを基本とするべきと考えますが、政府の見解を伺います。

二 高等学校等を卒業して就職した場合に、子どもの収入によって親の生活保護を打ち切られたり、収入認定され親を扶養するために働くだけになり、自立を阻害することにならないように、同居を続ける場合でも一定期間、世帯分離を認める必要があると考えますが政府の見解を伺います。

三 生活保護の不正受給の件数、額を毎年公表していますが、「不正」と聞くと道義的に許されないような悪質なケースを多くの国民が想像していると考えますが、実際には約四十五%が収入の未申告、約二十%が年金の未申告と必ずしも悪意がある場合ばかりではなく、今回のケースのように不正だと断じるのは酷な場合も多くあり、「不正」受給という単語で括るべきではないと考えます。

悪質なケースのみを不正受給とし、本人に悪意のない場合は保護費の「返還額」、「返還額」と言い換える等、国民に過度な悪印象をもたらさない公表の仕方を考えるべきだと考えますが政府の見解を伺います。

内閣衆質一八九第一五七号

平成二十七年三月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 町村 信孝殿

衆議院議員初鹿明博君提出生活保護世帯の子どものアルバイト収入などに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員初鹿明博君提出生活保護世帯の子どものアルバイト収入などに関する質問に対する答弁書

一について

高等学校等で就学しながら保護を受けること

ができるものとされた者の収入については、平成二十六年度から、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和三十六年四月一日付け厚生省発社第百二十三号厚生事務次官通知)において、将来の具体的な就労等に関する本人の希望や意思が明らかであることや、具体的な自立更生計画を福祉事務所が事前に承認していること等を前提に、大学等に就学するために事前に必要な入学科等の経費等について収入認定から除外し、保護費を減額しない取扱いとされたところである。この取扱いについては、これまで都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村に対し、周知してきたところであり、今後とも様々な機会を通じて周知徹底してまいりたい。

二について

生活困窮という事態は、世帯員のある特定の個人について現れるものではなく、世帯全体に同じ程度において現れることから、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第十条において、保護は原則として世帯を単位としてその要否及び程度を定めることとされている。また、同法第四条第一項において、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるものとされている。このため、同一住居で生活を共にしているにもかかわらず、就職したことをもってその者を世帯から分離して別の世帯とみなすことは適当ではないと考えている。

三について

御指摘の「国民に過度な悪印象をもたらさない公表の仕方」の意味するところが必ずしも明らかでないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。なお、生活保護制度における不正受給とは、生活保護法第七十八条に規定する「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた」ことをいうものである。

平成二十七年三月十九日提出
質問 第一五八号

相次ぐ在沖米軍機による部品落下事故等に関する質問主意書

提出者 照屋 寛徳

相次ぐ在沖米軍機による部品落下事故等に関する質問主意書

在沖米軍基地所属の軍用機及び在沖米軍基地に飛来する、いわゆる外来機による部品落下事故が後を絶たない。その頻度からして、極めて異常かつ深刻な事態であり、多くの沖縄県民を不安に陥れている。

米軍嘉手納基地所属の電子偵察機RC135Vが、去る三月十六日の飛行中に約九百七グラムのファイバークラス製部品を紛失していたことが、翌十七日に判明した。

同じく三月十六日には、米軍普天間基地所属の垂直離着陸輸送機MV22オスプレイが、約百六十四グラムのアルミ製部品を落下させていたことが、事故発生から四日後になって判明している。

また、今年一月には、普天間基地所属のAH1攻撃ヘリがミサイル発射装置など計二百キロ余の部品を落下させている。

これら相次ぐ米軍機による部品落下事故は、いずれも一歩間違えば人命を損ねる大惨事に繋がらない、と強く抗議するものである。

この間、沖縄県や関係自治体は、米軍当局あるいは沖縄防衛局に対して米軍機による部品落下事故の原因究明、再発防止の徹底を申し入れてきた。しかしながら、状況は一向に改善されず、実効性ある対策がなされないまま、同種の事故が繰り返されている。

以下、質問する。

一 平成二十四年度から二十六年度(平成二十七年三月十八日現在)までの間に発生した在日米軍に係る事件・事故のうち、一九九七年三月に日米合同委員会合意された「在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続」(以下、「通報手続」という)2の「事件・事故発生情報の通報基準」(以下、「通報基準」という)(1)の(a)に定める「墜落、投棄、危険物の落下等の航空機に係る事件」に該当するものについて、それぞれ①発生年月日、②現地米軍当局から当該地方防衛局への通報年月日、③機種名及び所

属基地(駐留先含む)、④事件概要(「墜落」「投

は、発生四日後の三月十六日であった。

棄「危険物の落下」のいずれに該当するかを明示すること)を明らかにした上で、事件の発生件数の推移や傾向を踏まえ、再発防止策の実効性確保のあり方に対する政府の見解を明らかに

右「通報基準」(一)には、日本政府への通報について「現地レベルにおいて、迅速に関係の防衛施設局(現防衛局)に通報する」とあるが、事件発生四日後の通報であっても「迅速」になされたとの認識か。また、「通報基準」は遵守されているとの立場か、理由を示した上で政府の見解を明らかにされたい。

二 平成二十四年度から二十六年度(平成二十七年三月十八日現在)までの間に発生した自衛隊に係る事件・事故のうち、右「墜落、投棄、危険物の落下等の航空機に係る事件」に該当する

なお、「通報基準」が遵守されていない、あるいは適正に運用されていないとの認識であれば、右「通報手続」の見直しを日米合同委員会に提起すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

と考えられるものについて、①発生年月日、②現地自衛隊の公表年月日、③機種名及び所属基地、④事件概要(「墜落」「投棄」「危険物の落下」のいずれに該当するかを明示すること)をそれぞれ明らかにした上で、事件の発生件数の推移や傾向を踏まえ、再発防止策の実効性確保のあり方に対する政府の見解を明らかにされたい。

五 中谷元防衛大臣は、去る三月十七日の記者会見で、三月十二日発生のおスプレイ部品落下事故に関し、「航空機からの落下物については、重大な事故に繋がりがかねないということで、米軍に対して遺憾の意を表明するとともに、早期の情報提供、原因の究明、安全管理、再発防止、この徹底について申し入れをいたしました。防衛省としては、引き続き、情報の収集について努めてまいります」と述べた。一方で、原因究明までの飛行停止を申し入れる考えはあるかを問われ、「飛行停止を含む米軍の航空機の運用に関する事項については、米軍において、しかるべき検討と判断がされるべきものであると考えております」と答えている。

右「通報基準」(一)の(a)に該当する事件において一九九七年三月以降これまで、政府として米側に飛行停止措置を求めたことがあるならば、その全てについて当該措置を求めた理由を付して明らかにされたい。なお、飛行停止措置を求めたことが一度もないならば、その理由を説明されたい。

内閣衆質一八九第一五八号
平成二十七年三月二十七日

衆議院議長 町村 信孝殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員照屋寛徳君提出相次ぐ在沖米軍機による部品落下事故等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員照屋寛徳君提出相次ぐ在沖米軍機による部品落下事故等に関する質問に対する答弁書

一について

平成九年三月三十一日の日米合同委員会(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和三十五年条約第七号)第二十五条1の規定に基づき設置された合同委員会をいう。)において合意された在日米軍に係る事件・事故発生時

における通報手続(以下「通報手続」という。)にいう「墜落、投棄、危険物の落下等の航空機に係る事件」に関して、平成二十四年四月一日から平成二十七年三月十八日までの間に現地米軍から地方防衛局に対し通報のあったものについて、①発生年月日又は判明年月日、②通報年月日、③機種名、④米軍機が所属する施設及び区域名又は機種名、⑤事案の概要並びに⑥墜落、投棄又は危険物の落下等の別をお示しすると、次のとおりである。

①平成二十四年五月十日 ②同月十一日
③A V—八 ④米海兵隊 ⑤パネルの遺失
⑥危険物の落下等

①平成二十四年六月十三日 ②同月十四日
③F—一五 ④嘉手納飛行場 ⑤衝突防止灯レンズの遺失 ⑥危険物の落下等

①平成二十四年九月三日 ②同月十日 ③不明
④米海兵隊 ⑤模擬弾の発見 ⑥危険物の落下等

①平成二十五年一月八日 ②同月十日 ③F A—一八 ④岩国飛行場 ⑤パネルの遺失
⑥危険物の落下等

①平成二十五年二月五日 ②同日 ③M V—二二 ④普天間飛行場 ⑤個人用飲料水ボトルの落下 ⑥危険物の落下等

①平成二十五年四月二日 ②同月四日 ③A H—一 ④普天間飛行場 ⑤燃料タンクのキャップの遺失 ⑥危険物の落下等

①平成二十五年四月十七日 ②同月十八日 ③不明 ④米空軍 ⑤ケミカルライトの落下 ⑥危険物の落下等	一八 ④米海軍 ⑤ブレーキ部品の落下 ⑥危険物の落下等 ①平成二十六年三月二十五日 ②同月二十七日 ③C—一三〇 ④横田飛行場 ⑤パネルの遺失 ⑥危険物の落下等	①平成二十六年六月十七日 ②同月二十日 ③MV—二二 ④普天間飛行場 ⑤スタティックウィックの遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十六年七月十九日 ②同月二十二日 ③AV—八 ④岩国飛行場 ⑤ナビフリアーのレンズの落下 ⑥危険物の落下等	①平成二十六年十二月四日 ②同日 ③FA—一八 ④岩国飛行場 ⑤フェアリングの遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十六年十二月九日 ②同日 ③不明 ④不明 ⑤パラシュート降下訓練中、米軍人五名が施設及び区域外に降下 ⑥危険物の落下等
①平成二十五年五月一日 ②同日 ③MV—二二 ④不明 ⑤パラシュート降下訓練中、米軍人一名が施設及び区域外に降下 ⑥危険物の落下等 ①平成二十五年五月十四日 ②同月十五日 ③AV—八 ④岩国飛行場 ⑤フェアリングの遺失 ⑥危険物の落下等	①平成二十六年三月二十六日 ②同月二十七日 ③C—一三〇 ④横田飛行場 ⑤アンテナの遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十六年三月二十六日 ②同日 ③不明 ④米海兵隊 ⑤パラシュート降下訓練中、切り離れたパラシュートがフェンス外の施設及び区域内に落下 ⑥危険物の落下等	①平成二十六年八月二十一日 ②同月二十二日 ③AH—一 ④普天間飛行場 ⑤燃料タンクのキャップの遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十六年九月十六日 ②同月十八日 ③MH—六〇 ④厚木飛行場 ⑤通風孔及びプレキシガラスの落下 ⑥危険物の落下等	①平成二十六年十二月十日 ②同月十二日 ③P—三 ④三沢飛行場 ⑤ソノブイの遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十六年十二月十九日 ②同日 ③F—一五 ④嘉手納飛行場 ⑤パネルの落下 ⑥危険物の落下等
①平成二十五年七月三十日 ②同月三十一日 ③C—一三〇 ④横田飛行場 ⑤パネルの遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十五年八月五日 ②同日 ③HH—六〇 ④嘉手納飛行場 ⑤墜落 ⑥墜落 ①平成二十五年八月十三日 ②同月十五日 ③F—一六 ④三沢飛行場 ⑤静圧探子の遺失 ⑥危険物の落下等	①平成二十六年四月二十四日 ②同月三十日 ③HH—六〇 ④嘉手納飛行場 ⑤通風孔の落下 ⑥危険物の落下等 ①平成二十六年五月十五日 ②同日 ③F—一五 ④嘉手納飛行場 ⑤エンジンの構成部である部品の一部の遺失 ⑥危険物の落下等	①平成二十六年十月十四日 ②同月十八日 ③F—一五 ④嘉手納飛行場 ⑤エンジンの構成部である部品の一部の遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十六年十一月二十五日 ②同日 ③C—一三〇 ④横田飛行場 ⑤パネルラッチの遺失 ⑥危険物の落下等	①平成二十七年一月二十三日 ②同月二十六日 ③HH—六〇 ④嘉手納飛行場 ⑤通信コードの先端部の遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十七年二月四日 ②同月五日 ③F—一五 ④嘉手納飛行場 ⑤垂直安定板の先端部の遺失 ⑥危険物の落下等
①平成二十五年九月九日 ②同日 ③FA—一八 ④米海軍 ⑤模擬ミサイルのフィンの遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十五年十月二十九日 ②同月三十日 ③HH—六〇 ④嘉手納飛行場 ⑤カメラの遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十六年一月九日 ②同日 ③FA—	①平成二十六年六月三日 ②同日 ③C—一三〇 ④横田飛行場 ⑤パネルラッチの遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十六年六月十七日 ②同月二十日 ③MV—二二 ④普天間飛行場 ⑤スタティックウィックの遺失 ⑥危険物の落下等	①平成二十六年七月十九日 ②同月二十二日 ③AV—八 ④岩国飛行場 ⑤ナビフリアーのレンズの落下 ⑥危険物の落下等 ①平成二十六年八月一日 ②同日 ③F—一六 ④三沢飛行場 ⑤ギアセーフティピンの遺失 ⑥危険物の落下等	①平成二十六年十二月十日 ②同月十二日 ③P—三 ④三沢飛行場 ⑤ソノブイの遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十六年十二月十九日 ②同日 ③F—一五 ④嘉手納飛行場 ⑤パネルの落下 ⑥危険物の落下等
①平成二十六年三月三十日 ②同日 ③FA—	①平成二十六年六月三日 ②同日 ③C—一三〇 ④横田飛行場 ⑤パネルラッチの遺失 ⑥危険物の落下等	①平成二十六年七月十九日 ②同月二十二日 ③AV—八 ④岩国飛行場 ⑤ナビフリアーのレンズの落下 ⑥危険物の落下等	①平成二十六年十二月十日 ②同月十二日 ③P—三 ④三沢飛行場 ⑤ソノブイの遺失 ⑥危険物の落下等

③MV―一二 ④普天間飛行場 ⑤アルミ製部品の遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十七年三月十六日 ②同月十七日 ③RC―一三五 ④嘉手納飛行場 ⑤アクセスパネルの遺失 ⑥危険物の落下等 政府としては、引き続き、米側に対し、米軍機の飛行に際しての安全確保を求めていく考えである。 二について 平成二十四年四月一日から平成二十五年十二月三十一日までの間に発生した自衛隊機に係る事故について、①発生年月日、②公表年月日、③機種名、④自衛隊機が所属する自衛隊施設名、⑤事案の概要及び⑥墜落、投棄又は危険物の落下等の別をお示しすると、次のとおりである。	③T―四 ④小松基地 ⑤リベットの一部の遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十四年四月十六日 ②同月十七日 ③F―一五 ④小松基地 ⑤キャップの遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十四年四月二十三日 ②同月二十四日 ③F―一五 ④小松基地 ⑤リベットの遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十四年四月二十五日 ②同年十月二十三日 ③UH―六〇J ④那覇基地 ⑤フェアリングの遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十四年四月二十六日 ②同月二十七日 ③F―一五 ④小松基地 ⑤リベットの遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十四年五月七日 ②同月八日 ③F―一五 ④小松基地 ⑤スクリュウの遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十四年五月九日 ②同年十月二十四日 ③E―七六七 ④浜松基地 ⑤ラバー製シールの一部の遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十四年五月十六日 ②同月十七日 ③F―一五 ④小松基地 ⑤リベットの遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十四年五月二十一日 ②同日 ③F―一五 ④小松基地 ⑤スクリュウの遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十四年五月二十七日 ②同年十月三十日 ③UH―六〇J ④芦屋基地 ⑤ピン等	の遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十四年五月三十日 ②同日 ③F―二 ④三沢基地 ⑤スタティックディスプレイシャーの遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十四年六月七日 ②同年十月十二日 ③F―一五 ④新田原基地 ⑤スクリュウの遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十四年六月八日 ②同年十月二十三日 ③U―一二五 ④那覇基地 ⑤銘板の遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十四年六月十三日 ②同年十月十八日 ③UH―六〇J ④千歳基地 ⑤ピンの遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十四年六月十四日 ②同年十月十五日 ③C―一 ④岐阜基地 ⑤スクリュウの一部の遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十四年六月十五日 ②公表なし ③SH―六〇K ④大村航空基地 ⑤リベットの遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十四年六月二十七日 ②同日 ③F―四EJ改 ④百里基地 ⑤ボルトの遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十四年七月三日 ②同日 ③F―四EJ改 ④百里基地 ⑤リベットの遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十四年七月十七日 ②同年十月十五日 ③C―一 ④岐阜基地 ⑤スクリュウの一部の遺失 ⑥危険物の落下等	①平成二十四年七月十九日 ②同日 ③CH―四七J ④那覇基地 ⑤シユラウドカバー上蓋の遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十四年七月二十日 ②同年十月十二日 ③F―一五 ④新田原基地 ⑤リベットの遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十四年七月二十四日 ②同日 ③P―三C ④鹿屋航空基地 ⑤衝突防止灯上部レンズの一部の遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十四年七月二十四日 ②同年十月十二日 ③F―一五 ④新田原基地 ⑤リベットの遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十四年七月二十四日 ②同日 ③F―一五 ④百里基地 ⑤ネジの遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十四年七月二十六日 ②同年十月十二日 ③F―一五 ④新田原基地 ⑤リベットの遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十四年七月三十一日 ②同日 ③F―四EJ改 ④百里基地 ⑤スクリュウの遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十四年八月四日 ②同日 ③F―四EJ改 ④百里基地 ⑤スイッチカパーの遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十四年八月二十日 ②同日 ③UH―六〇J ④秋田分屯基地 ⑤パネルのストラップゴム製の遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十四年八月二十一日 ②同年十月十
--	---	--	--

五日 ③C— ④岐阜基地 ⑤スプリングの一部の遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十四年八月二十二日 ②同日 ③O H—六 ④相馬原駐屯地 ⑤留め(針金)の遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十四年八月二十二日 ②同年十月十二日 ③F—四 E J 改 ④新田原基地 ⑤リベットの遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十四年八月二十三日 ②同年十月十五日 ③C— ④岐阜基地 ⑤スクリュウの一部の遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十四年八月二十四日 ②同日 ③C— ④入間基地 ⑤パネルビスの遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十四年八月二十六日 ②同日 ③U H—六〇 ④明野駐屯地 ⑤ピンの遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十四年八月三十一日 ②同年十月二十四日 ③E—七六七 ④浜松基地 ⑤プロッカードアの一部の遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十四年九月一日 ②同日 ③O H—一 ④丘珠駐屯地 ⑤スクリュウの遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十四年九月二十五日 ②同日 ③F—一五 ④小松基地 ⑤ボルトの一部等の遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十四年九月二十五日 ②同年十月十六日 ③F—二 ④築城基地 ⑤整流板の遺失	失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十四年十月一日 ②同月三日 ③U H—六〇 J ④小牧基地 ⑤バックシエル等の遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十四年十月五日 ②平成二十五年四月五日 ③C— ④入間基地 ⑤スクリュウ等の遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十四年十月十日 ②平成二十五年四月十二日 ③F—四 E J 改 ④新田原基地 ⑤ファスナーの遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十四年十月十八日 ②平成二十五年四月九日 ③T—四〇〇 ④美保基地 ⑤ルーパーの一部の遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十四年十月二十三日 ②平成二十五年四月十二日 ③F—一五 ④築城基地 ⑤スプリングの一部の遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十四年十月三十一日 ②同日 ③F—四 E J 改 ④百里基地 ⑤ライトの一部等の遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十四年十一月四日 ②同日 ③A H—一 S ④明野駐屯地 ⑤アジマスポイントの一部の遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十四年十一月七日 ②同日 ③C H—四七 ④木更津駐屯地 ⑤キャップの遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十四年十一月十二日 ②平成二十五年四月九日 ③C— ④岐阜基地 ⑤リベットの遺失 ⑥危険物の落下等	①平成二十四年十一月二十一日 ②平成二十五年四月五日 ③T—四 ④芦屋基地 ⑤リベットの遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十四年十一月二十二日 ②平成二十五年四月五日 ③T—四 ④松島基地 ⑤リベットの遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十四年十二月十日 ②平成二十五年四月五日 ③Y S—一 E B ④入間基地 ⑤ピンの遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十四年十二月二十一日 ②平成二十五年四月十二日 ③F—四 E J 改 ④新田原基地 ⑤スクリュウの遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十五年一月七日 ②同年四月十二日 ③F—一五 ④新田原基地 ⑤ボルト等の遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十五年一月八日 ②同年四月十二日 ③F—四 ④新田原基地 ⑤パネル取付けファスナー等の遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十五年一月九日 ②同日 ③X C—二 ④岐阜基地 ⑤パネルの遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十五年一月十七日 ②同年四月五日 ③T—四 ④入間基地 ⑤ボルトの遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十五年一月二十四日 ②同年四月十二日 ③F—四 ④新田原基地 ⑤スプリングの一部の遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十五年一月二十七日 ②同月二十八日	日 ③F—二 ④三沢基地 ⑤タイヤ・エンド・タイ等の遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十五年一月三十日 ②同日 ③O H—六 ④丘珠駐屯地 ⑤パイプの遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十五年一月三十日 ②同日 ③U S—二 ④岩国航空基地 ⑤インシュレーター等の遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十五年二月四日 ②同日 ③P—三 C ④厚木航空基地 ⑤リベット五本の遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十五年二月八日 ②同日 ③F—一五 ④新田原基地 ⑤フラップ・アップ・ストップの遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十五年二月二十五日 ②同年四月五日 ③E C—一 ④入間基地 ⑤スクリュウの遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十五年二月二十六日 ②同日 ③U H—一 ④明野駐屯地 ⑤消火器の遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十五年三月六日 ②同日 ③S H—六〇 J ④舞鶴航空基地 ⑤テールローターケープルの遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十五年三月十二日 ②同年四月十二日 ③F—一五 ④新田原基地 ⑤ピンの一部等の遺失 ⑥危険物の落下等 ①平成二十五年三月二十五日 ②同年四月九日
--	--	---	--

日 ③ F—四 ④ 岐阜基地 ⑤ リベットの遺失 ⑥ 危険物の落下等

① 平成二十五年四月三日 ② 同日 ③ UH—六〇J ④ 大村航空基地 ⑤ ボルトの一部の遺失 ⑥ 危険物の落下等

① 平成二十五年四月四日 ② 同年十月七日 ③ F—四 ④ 新田原基地 ⑤ スプリングの一部の遺失 ⑥ 危険物の落下等

① 平成二十五年四月八日 ② 同年十月七日 ③ F—四 ④ 新田原基地 ⑤ スプリングの一部の遺失 ⑥ 危険物の落下等

① 平成二十五年四月十六日 ② 同日 ③ C—一三〇 ④ 小牧基地 ⑤ スクリュウの遺失 ⑥ 危険物の落下等

① 平成二十五年四月十七日 ② 同年十月二十一日 ③ F—一五 ④ 千歳基地 ⑤ リベットの遺失 ⑥ 危険物の落下等

① 平成二十五年五月二十三日 ② 同年二十四日 ③ C—一三〇 ④ 小牧基地 ⑤ ドア・ヒンジ部分のカバーの遺失 ⑥ 危険物の落下等

① 平成二十五年五月三十日 ② 同日 ③ F—一五 ④ 小松基地 ⑤ ビジュアル・オーグメンタ・カバーの遺失 ⑥ 危険物の落下等

① 平成二十五年六月十日 ② 同年十月十一日 ③ F—四 ④ 岐阜基地 ⑤ ボルト等の遺失 ⑥ 危険物の落下等

① 平成二十五年六月十日 ② 同年十月二十三日 ③ U—一二五 A ④ 松島基地 ⑤ テフロン

テープの遺失 ⑥ 危険物の落下等

① 平成二十五年六月二十七日 ② 同日 ③ F—二 ④ 三沢基地 ⑤ スクリュウの遺失 ⑥ 危険物の落下等

① 平成二十五年七月二日 ② 同年三月三日 ③ E—二 C ④ 三沢基地 ⑤ スプリングの遺失 ⑥ 危険物の落下等

① 平成二十五年七月十一日 ② 同年十月八日 ③ T—四 ④ 芦屋基地 ⑤ 銘板の一部の遺失 ⑥ 危険物の落下等

① 平成二十五年七月十二日 ② 同年十月十六日 ③ F—二 ④ 三沢基地 ⑤ 尾灯カバーの遺失 ⑥ 危険物の落下等

① 平成二十五年七月十八日 ② 同年十九日 ③ F—四 ④ 新田原基地 ⑤ ビジュアル・オーグメンタの遺失 ⑥ 危険物の落下等

① 平成二十五年七月十九日 ② 同日 ③ E—C—二二五 ④ 木更津駐屯地 ⑤ エクゾースト・ノズル・フィックスドの遺失 ⑥ 危険物の落下等

① 平成二十五年七月二十三日 ② 同年十月八日 ③ UH—六〇 ④ 芦屋基地 ⑤ 銘板の遺失 ⑥ 危険物の落下等

① 平成二十五年七月二十四日 ② 同年十月十五日 ③ F—一五 ④ 築城基地 ⑤ スクリュウの遺失 ⑥ 危険物の落下等

① 平成二十五年七月二十四日 ② 同年十月十五日 ③ F—二 ④ 築城基地 ⑤ スタティッ

ク・デイスチャージャーの一部の遺失 ⑥ 危険物の落下等

① 平成二十五年七月三十一日 ② 同年十月七日 ③ F—四 ④ 新田原基地 ⑤ スプリングの一部の遺失 ⑥ 危険物の落下等

① 平成二十五年七月三十一日 ② 同年十月七日 ③ F—四 ④ 新田原基地 ⑤ ボルト等の遺失 ⑥ 危険物の落下等

① 平成二十五年八月七日 ② 公表なし ③ S—H—六〇J ④ 舞鶴航空基地 ⑤ 保護用ゴムの遺失 ⑥ 危険物の落下等

① 平成二十五年八月十二日 ② 同日 ③ A—H—一 S ④ 八戸駐屯地 ⑤ ワイヤの落下 ⑥ 危険物の落下等

① 平成二十五年八月二十二日 ② 同年十月七日 ③ F—一五 ④ 新田原基地 ⑤ スクリュウの遺失 ⑥ 危険物の落下等

① 平成二十五年八月二十三日 ② 同年十月十三日 ③ T—四 ④ 松島基地 ⑤ ボルトの一部の遺失 ⑥ 危険物の落下等

① 平成二十五年八月二十八日 ② 同日 ③ T—四 ④ 三沢基地 ⑤ スクリュウの遺失 ⑥ 危険物の落下等

① 平成二十五年八月二十九日 ② 同年十月七日 ③ F—四 ④ 新田原基地 ⑤ スプリングの遺失 ⑥ 危険物の落下等

① 平成二十五年九月九日 ② 同年十月十日 ③ P—三 C ④ 八戸航空基地 ⑤ ストロボライ

トカバーの一部の遺失 ⑥ 危険物の落下等

① 平成二十五年九月二十四日 ② 同年十月七日 ③ F—一五 ④ 新田原基地 ⑤ スクリュウの遺失 ⑥ 危険物の落下等

① 平成二十五年九月二十五日 ② 同年十月七日 ③ F—一五 ④ 新田原基地 ⑤ スクリュウの遺失 ⑥ 危険物の落下等

① 平成二十五年九月二十七日 ② 同年十月八日 ③ T—四 ④ 芦屋基地 ⑤ スクリュウ等の遺失 ⑥ 危険物の落下等

① 平成二十五年十月九日 ② 平成二十六年四月十日 ③ F—四 ④ 新田原基地 ⑤ スクリュウの遺失 ⑥ 危険物の落下等

① 平成二十五年十月十七日 ② 同日 ③ C—H—四七 ④ 霞ヶ浦駐屯地 ⑤ ファイルの落下 ⑥ 危険物の落下等

① 平成二十五年十月二十四日 ② 平成二十六年四月七日 ③ E—七六七 ④ 浜松基地 ⑤ ライナーパネルの遺失 ⑥ 危険物の落下等

① 平成二十五年十月三十日 ② 平成二十六年四月八日 ③ F—四 ④ 岐阜基地 ⑤ アキムレーター・チャージ・バルブ・キャップの遺失 ⑥ 危険物の落下等

① 平成二十五年十一月五日 ② 平成二十六年四月三日 ③ T—四 ④ 入間基地 ⑤ エンジン・アクセスパネルの遺失 ⑥ 危険物の落下等

① 平成二十五年十一月五日 ② 平成二十六年

四月十日 ③F―一五 ④新田原基地 ⑤ナツト等の遺失 ⑥危険物の落下等

①平成二十五年十一月七日 ②平成二十六年四月十一日 ③F―一五 ④築城基地 ⑤リベットの一部の遺失 ⑥危険物の落下等

①平成二十五年十一月十七日 ②平成二十六年四月十日 ③F―四 ④新田原基地 ⑤スィッチカバーの遺失 ⑥危険物の落下等

①平成二十五年十一月二十日 ②平成二十六年四月二十二日 ③T―四〇〇 ④美保基地 ⑤スクリュウ等の遺失 ⑥危険物の落下等

①平成二十五年十一月二十四日 ②平成二十六年四月七日 ③E―七六七 ④浜松基地 ⑤フェアリングの遺失 ⑥危険物の落下等

①平成二十五年十一月二十七日 ②平成二十六年四月十五日 ③F―二 ④三沢基地 ⑤シーケンス・バルブのボタンの遺失 ⑥危険物の落下等

①平成二十五年十一月二十七日 ②平成二十六年四月十日 ③UH―六〇 ④新田原基地 ⑤ピンの遺失 ⑥危険物の落下等

①平成二十五年十一月二十七日 ②同月二十八日 ③RF―四 ④百里基地 ⑤ポルトの遺失 ⑥危険物の落下等

①平成二十五年十二月二日 ②平成二十六年四月十四日 ③T―四 ④芦屋基地 ⑤銘板の遺失 ⑥危険物の落下等

①平成二十五年十二月十九日 ②平成二十六年四月十四日 ③T―四 ④松島基地 ⑤リベットの一部の遺失 ⑥危険物の落下等

①平成二十五年十二月十九日 ②平成二十六年四月十四日 ③T―四 ④松島基地 ⑤パネルの一部の遺失 ⑥危険物の落下等

なお、平成二十六年一月一日から平成二十七年三月十八日までの間に発生した自衛隊機に係る事故の詳細については、調査に時間を要するため、お答えすることは困難である。

防衛省としては、航空事故は人命又は財産に対する重大な被害が生じるおそれがあることを踏まえ、自衛隊機に係る事故を防止するため、飛行要員及び整備要員の教育及び訓練、機体の徹底的な整備及び検査等の取組を行っていく考えである。

三について
米軍機と自衛隊機に係る事故の発生については、様々な要因によるものと考えられるので、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

四について
平成二十七年三月十二日に発生したMV―二の部品遺失事案に係る米側から政府への通報は、通報手続に従って行われたものと認識している。

五について
お尋ねについて現時点で確認できる範囲で

は、平成十六年八月十三日に発生したCH―五三墜落事故及び平成二十五年八月五日に発生したHH―六〇墜落事故の際に、事故の重大性等に鑑み、米側に対し飛行運用の停止を申し入れている。

平成二十七年三月十九日提出
質 問 第 一 五 九 号

労働者派遣法における労働契約申込みみなし制度の施行に関する質問主意書

提出者 山井 和則

労働者派遣法における労働契約申込みみなし制度の施行に関する質問主意書

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律のうち平成二十七年十月一日に施行される第四十条の六では、いわゆる「労働契約申込みみなし制度」が規定されています。

そこで、以下のとおり質問します。

一 労働契約申込みみなし制度に関するガイドラインづくりのための労働政策審議会の議論は、いつから始まり、いつまでにガイドラインを作成する予定ですか。

右質問する。

内閣衆質一八九第一五九号

平成二十七年三月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 町村 信孝殿

衆議院議員山井和則君提出労働者派遣法における労働契約申込みみなし制度の施行に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出労働者派遣法における労働契約申込みみなし制度の施行に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「ガイドライン」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、御指摘の「労働契約申込みみなし制度」の施行に必要な法解釈等について、労働政策審議会に対し、早期に報告することを考えている。

平成二十七年一般会計暫定予算

右

国会に提出する。

平成二十七年三月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

平成二十七年 一般会計 暫定予算
予 算 総 則

(歳入歳出暫定予算)

第1条 平成二十七年歳入歳出暫定予算は、歳入26,289,075千円、歳出5,759,290,035千円とし、「甲号歳入歳出暫定予算」に掲げるとおりとする。

(暫定予算の期間)

第2条 この暫定予算は、平成二十七年4月1日から4月11日までの期間に係るものである。

(歳入歳出暫定予算の内訳)

第3条 歳入歳出暫定予算の内訳として、「歳入暫定予算明細書」及び各省各庁の「暫定予算予定経費要求書」は、別に添付する。

(一時借入金等の最高額)

第4条 「財政法」第7条第3項の規定による財務省証券及び一時借入金の最高額は、7,700,000,000千円とする。

(損失補償契約等の限度額)

第5条 次の表の左欄に掲げる契約の金額の限度は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

区 分	限 度	額
「原子力損害賠償補償契約に関する法律」第8条の規定による金額の限度	補償契約金額の合計額	千円 164,926,669
「農業改良資金融通法」第9条第3項の規定による金額の限度	平成二十七年以降15箇年年度間を通ずる利子補給金の総額	9,625
「農業経営基盤強化促進法」第14条の9第3項の規定による金額の限度	平成二十七年以降15箇年年度間を通ずる利子補給金の総額	27,651

「特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法」第7条の規定による金額の限度	特定保険者交付金交付契約に係る担保上限度額の合計額	2,630,300,322
---	---------------------------	---------------

(予算の移替え)

第6条 次の表の左欄及び中欄に掲げる所管及び組織のそれぞれの右欄の項に係る予算を使用する場合においては、その実施にあたる各省各庁所管の当該組織にその必要とする予算の移替えをすることができる。

所 管	組 織	項
内 閣 府	内 閣 本 府	沖縄開発事業費
文 部 科 学 省	文 部 科 学 本 省	南極地域観測事業費
国 土 交 通 省	国 土 交 通 本 省	離島振興事業費、北海道開発事業費
環 境 省	原子力規制委員会	放射能調査研究費

(予算の移用)

第7条 「財政法」第33条第1項ただし書の規定により移用することができる場合は、次の表の各号に掲げる各組織の経費の金額又は各項の経費の金額を当該各組織又は各項の間において相互に移用する場合とする。

1 暫定予算予定経費要求書に予定した職員基本給、政府開発援助職員基本給、職員諸手当、政府開発援助職員諸手当及び退職手当の各経費の金額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費に係る各組織又は各項の間
2 暫定予算予定経費要求書に予定した赴任旅費の経費の金額に過不足を生じた場合における当該経費に係る各組織又は各項の間

甲号 歳入歳出暫定予算
歳 入

主 管	部	入 入	款	項	金 額 (千円)
国 会	雑 収	入	国 有 財 産 利 用 収 入		42,321
裁 判 所	雑 収	入	諸 収 入	国 有 財 産 貸 付 収 入	42,321 76,883 76,883

(外) (中) (内)

内 閣 府	官 業 益 金 及 官 業 收 入	官 業 收 入	入	許 弁 可 償 及 手 返 數 納 料 金 入	
	雑 収 入	諸 収 入	入	病 院 収 入	74,355 1,365 1,163 1,200 1,200 1,200
				徴 罰 及 没 収 金	2,491,866 2,491,866 2,491,866 2,493,066 21,048 21,048
総 務 省	雑 収 入	諸 収 入	入	電 波 利 用 料 収 入	2,887,361 2,887,361 1,451,611 1,414,192 21,558
法 務 省	雑 収 入	諸 収 入	入	許 徴 弁 可 罰 償 及 及 手 没 返 納 料 金 金	20,000,000 18,000,000 2,000,000 2,000,000 14,000,000 2,000,000 2,000,000
財 務 省	租 税 及 印 紙 収 入	租 税 及 印 紙 収 入	入	相 酒 関 統 紙 収 入	20,000,000 18,000,000 2,000,000 2,000,000 41,999 41,999
	雑 収 入	諸 収 入	入	許 徴 弁 可 罰 及 及 手 没 収 料 金 入	20,041,999 145,812 145,812 7,270 138,542 17,744 17,744
文 部 科 学 省	雑 収 入	諸 収 入	入	計	
厚 生 劳 働 省	官 業 益 金 及 官 業 収 入	官 業 収 入	入	許 可 及 手 數 料 入	

国土交通省 環境省 防衛省	雑収入	諸収入	病院収入	17,744	
			授業料及入学検定料 物品売払収入 計	10,794 10,794 6,880 3,914	
		納付金	特定タンカー所有者納付金	28,538 68,044 53,902	
		諸収入	許可及手数料 雑収入	53,902 14,142 13,463 679	
		国有財産利用収入	国有財産使用収入	12,628 12,628	
	雑収入	官業収入	病院収入	471,337 471,337 471,337 38 38 38	
	官業益金及官業収入	官業収入	雑計	471,375	
	雑収入	諸収入			
歳入総計				26,289,075	

歳出					
所管	組	織	項	金額(千円)	
皇	室	費	内宮皇	9,720	
			廷族計	233,571	
			費費費	6,900	
			議議議	250,191	
			院院院	2,347,236	
国	会	衆議院	衆議院予備経費	210	
			計	2,347,446	

[illegible]

北 方 対 策 本 部 子 ども ・ 子 育 て 本 部	食 品 安 全 政 策 費	2,865
	公益法人制度適正運営推進費	2,675
	経済社会総合研究所	90,316
	迎 賓 施 設 運 営 費	24,999
	計	3,926,377
	北 方 対 策 本 部	10,324
	子 ども ・ 子 育 て 本 部	22,485
	子ども・子育て支援年金特別 会計へ繰入	122,365
	計	144,850
	国 際 平 和 協 力 本 部	22,675
国 際 平 和 協 力 本 部 日 本 学 術 会 議 官 民 人 材 交 流 セ ン タ ー 沖 縄 総 合 事 務 局	官 民 人 材 交 流 セ ン タ ー	40,538
	沖 縄 総 合 事 務 局	12,132
	沖 縄 治 水 事 業 工 事 諸 費	283,284
	沖 縄 道 路 整 備 事 業 工 事 諸 費	29,107
	沖 縄 道 路 整 備 事 業 工 事 諸 費	62,712
	沖 縄 港 湾 空 港 整 備 事 業 工 事 諸 費	46,674
	沖 縄 道 路 環 境 整 備 事 業 工 事 諸 費	6,860
	沖 縄 国 営 公 園 事 業 工 事 諸 費	9,678
	沖 縄 農 業 生 産 基 盤 保 全 管 理 ・ 整 備 事 業 等 工 事 諸 費	47,377
	計	485,692
宮 公 警 正 取 引 察 内 委 員 庁 会 庁	宮 公 警	663,002
	正 取 引 察	563,912
	内 委 員 庁 会 庁	3,762,907
	計	4,856,921
	宮 公 警	2,753
	正 取 引 察	4,914
	内 委 員 庁 会 庁	2,320
	計	5,533
	宮 公 警	15,467
	正 取 引 察	413,232
宮 公 警 正 取 引 察 内 委 員 庁 会 庁	皇 宮 警 備 警 察 本 部	5,371
	皇 宮 警 備 警 察 本 部	93,660
	皇 宮 警 備 警 察 本 部	2,022,016
	皇 宮 警 備 警 察 本 部	6,328,173
	皇 宮 警 備 警 察 本 部	
	皇 宮 警 備 警 察 本 部	
	皇 宮 警 備 警 察 本 部	
	皇 宮 警 備 警 察 本 部	
	皇 宮 警 備 警 察 本 部	
	皇 宮 警 備 警 察 本 部	

[illegible]

外 務 省	更生保護官署	更生保護官署活動費	841,933
	法務局	計 法務局共處理費	198,365
		登記事務處理費	1,040,298
		國籍等事務處理費	4,475,708
		人權擁護活動費	1,212,717
		計	50,624
	地方入國管理官署	地方入國管理官署共通業務費	14,246
		出入國管理業務費	5,753,295
		計	1,634,114
	公安審査委員會 公安調査庁	公安審査委員共通調查費 公安調査庁共通調查費 公安調査庁等調查費 破壊的団体等調查費	536,298 2,170,412 3,409 811,229 64,194 875,423
外 務 省	法務省	計 外務省共通交通費	36,065,665
		地域別外交費	2,768,454
		分 地域別外交費	96,745
		広報文化交流及報道対策費	39,434
		領事協力費	54,543
		經濟協力費	333,688
		計	3,708,765
	在 外 公 館	在 外 公 館 共 通 交 通 費	7,001,629
		地域別外交費	7,098,474
		分 地域別外交費	12,793
財 務 省	外務省	計 外務省共通推進費	14,289,912
		財政健全化立案費	3,291,887
		財政健全化立案費	223,742
		稅制企業債務管理費	4,846
		資產	68,135
		計	7,288,283
		領事協力費	107,795
		經濟協力費	33,218
		計	31,543
		広報文化交流及報道対策費	4,460

文 部 科 学 省	文 部 科 学 省	財 務 省	所 管 合 計	国 務 員 宿 舎 施 設 費	14,901,434	
				公 務 員 宿 舎 施 設 費	588	
				貨 幣 製 造 及 信 用 秩 序 制 度 等 企 業 立 案 費	447,505	
				関 税 制 度 等 企 業 立 案 費	49,745	
				経 済 協 力 費	13,428	
				国家公務員共済組合連合会等 助成費	12,295,557	
				復興事業費等東日本大震災復 興特別会計へ繰入	30,329,528	
				予 備 費	11,000,000	
				計	72,626,395	
				財 務 局 共 同 費	2,017,895	
				計	364,121	
				税 関 共 同 費	2,382,016	
				計	3,763,445	
				税 関 共 同 費	1,064,541	
				計	4,827,986	
				国 税 片 共 同 費	35,950,383	
				計	3,605,515	
				国 税 片 共 同 費	285,175	
				計	39,841,073	
文 部 科 学 省	文 部 科 学 省	財 務 省	所 管 合 計	文 部 科 学 省 共 同 費	119,677,470	
				生涯中等教育等振興費	13,866,797	
				義務教育費国庫負担金	115,187	
				高等教育振興費	1,890,317	
				科学技術・学術政策推進費	41,037,000	
				研究開発推進費	201	
				国立研究開発法人日本医薬研 究開発機構運営費	20,742	
				国立研究開発法人日本医薬研 究開発機構運営費	60,631	
				研究開発推進費	143,289	
				国立研究開発法人日本医薬研 究開発機構運営費	292,418	
				南極地域観測事業費	29,591	
				入国審査・協力推進費	22,936	
				国際交流・協力推進費	6,132	
				計	57,485,241	

文部科学本省所轄機関		国立教育政策研究所	13,192
		科学技術・学術政策研究所	4,672
		日本学士院	30,464
		計	48,328
文化庁	文化庁共通費	12,179	
	文化振興費	2,658	
	文化振興費	3,518	
	文化財保存事業費	25,273	
	国際文化交流推進費	118	
	国際文化交流推進費	7,093	
	文化振興基盤整備計	50,839	
文部科学本省所管合計		57,584,408	
厚生労働省	厚生労働省本省共通費	6,770,617	
	医療提供体制確保対策費	5,573	
	医療従事者等確保対策費	16,860	
	医療従事者等資質向上対策費	2,410	
	医療情報化等推進費	632	
	医療安全確保推進費	1,720	
	感染症等対策費	34,503	
	特定疾患等対策費	34,280	
	移植医療推進費	935	
	原爆被爆者等援護対策費	3,133,290	
	医薬品承認審査等推進費	12,452	
	医薬品安全対策等推進費	13,843	
	医薬品適正使用推進費	663	
	血液製剤対策費	2,244	
	医療技術実用化等推進費	8,879	
	医療保険給付諸費	86,360	
	医療保険増進対策費	897	
	健康増進対策費	12,756	
	健康危機管理推進費	1,477	
	食品等安全確保対策費	35,961	
	水道安全対策費	3,209	
	麻薬・覚せい剤等対策費	15,357	
	化学物質安全対策費	9,104	
	生活衛生対策費	916	

労働条件確保・改善対策費	1,763	
中小企業最低賃金引上げ支援対策費	7,490	
職務上年金給付費年金特別会計へ繰入	706	
高齢者等雇用安定・促進費	57,340	
職業能力開発強化費	254	
若年者等職業能力開発支援費	58,192	
障害者等職業能力開発支援費	79,230	
男女均等雇用対策費	2,312	
保育対策費	677	
児童虐待等防止対策費	913	
母子保健衛生対策費	640	
母子家庭等対策費	56,386,533	
子ども・子育て支援対策費	237	
生活保護等対策費	124,441,187	
遺族及留守家族等援護費	3,817,598	
戦没者慰霊事業費	49,978	
中国残留邦人等支援事業費	3,435	
恩給進達等実施費	7,212	
障害保健福祉費	38,397,472	
特別障害給付金給付費年金特別会計へ繰入	577,576	
公的年金制度運営諸費	6,844	
基礎年金拠出金等年金特別会計へ繰入	1,913,447,945	
企業年金等健全育成費	888	
高齢者日常生活支援等推進費	1,740	
介護保険制度運営推進費	13,036	
業務取扱費年金特別会計へ繰入	5,871,282	
国際協力費	9,222	
厚生労働科学研究等推進費	1,794	
計	2,153,448,434	
検疫所共通施設費	477,101	
検疫業務等実施費	19,798	
輸入食品検査業務実施費	47,793	
計	544,692	

農 林 水 産 省	国立ハンセン病療養所	国立ハンセン病療養所共通費 国立ハンセン病療養所運営費 計	1,023,557 294,168 1,317,725
	厚生労働本省試験研究機関	厚生労働本省試験研究所共通費 血清等製造及検定費 厚生労働本省試験研究所試験研究費 計	456,910 12,758 72,420 542,088
	国立更生援護機関	国立更生援護機関共通費 国立児童自立支援施設運営費 国立更生援護所運営費 計	340,373 4,442 57,435 402,250
	地方厚生局	地方厚生局共通費 保険医療機関等指導監督等実施費 麻薬・覚せい剤等対策費 医療観察等実施費 計	32,784 15,263 2,588 963,417
	都道府県労働局	都道府県労働局共通費 労働条件確保・改善対策費 個別労働紛争対策費 職業紹介事業等実施費 高齢者等雇用安定・促進費 男女均等雇用対策費 計	5,991,969 18,475 2,130 1,230 235,431 3,060 6,252,295
	中央労働委員会	中央労働委員会共通費 労使関係等安定形成促進費 計	77,102 10,731 87,833
	厚生労働省	省所管合計	2,163,558,734
	農 林 水 産 本 省	農 林 水 産 本 省 共 通 費 食の安全・消費者の信頼確保対策費 独立行政法人農林水産消費安全技術センター運営費 国産農畜産物・食農連携強化対策費	5,821,010 43,600 412,529 12,262

農林水産本省検査指導機関 農林水産技術会議	食料安全保障確立対策費	11,508
	農業経営対策費	52,946
	優良農地確保・有効利用対策費	3,455
	農業生産基盤保全管理等推進費	25,137
	農業生産基盤保全管理・整備事業費	46,393
	環境保全型農業生産対策費	2,834
	農山漁村6次産業化対策費	33,042
	都市農村交流等対策費	904
	農村地域資源等保全推進費	3,462
	海岸事業業費	104
	農地等保全事業業費	5,018
	農林水産政策研究所	54,049
	農林水産業地球環境対策費	773
	農林水産統計調査費	60,977
	農業施設災害復旧事業費	4,474
	計	6,594,477
	農林水産本省検査指導所	880,169
地方農政局	農林水産技術会議共通費	136,105
	農林水産業研究開発費	35,402
	計	171,507
	地方農政局	4,496,578
	海岸事業工事諸費	19,215
	農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費	1,218,996
	農業施設災害復旧事業等工事諸費	32
	計	5,734,821
	北海道農政事務所	273,394
	森林整備・保全費	2,055,230
北海道農政事務所 林業	国有林野産物等売払及管理処分業務費	16,776
	治山事業費	491,917
	林業振興対策費	513
	計	1,243

経済産業省	農林水産省	林産物供給等振興対策費	405	
		国立研究開発法人森林総合研 究所運営費	113,761	
		治山事業工事諸費	398,544	
		森林整備事業工事諸費	590,051	
		山林施設災害復旧事業費	50,340	
		山林施設災害復旧事業等工 事諸費	660	
		計	3,719,440	
		水産庁共通費	473,560	
		水産資源回復対策費	508,185	
		漁業経営安定対策費	761	
		水産基盤整備事業工事諸費	1,657	
		漁港施設災害復旧事業費	2,413	
		計	986,576	
		農林水産省 所管合計	18,360,384	
		経済産業省 共通費	1,064,805	

経済産業省	経済産業局	技術革新促進・環境整備費	42,654	
		基準認証政策推進費	3,907	
		経済産業統計調査費	63,780	
		ものづくり産業振興費	26,488	
		情報技術利活用促進・セキ ュリティ対策推進費	169,730	
		国際交渉・連携推進費	12,882	
		海外市場開拓支援費	280	
		貿易投資促進費	24,389	
		貿易管理費	6,551	
		地域経済活性化対策費	5,434	
		環境政策推進費	8,895	
		産業保安費	746	
		消費者行政推進費	210	
		化学物質管理推進費	3,399	
		計	1,434,150	

経済産業省	経済産業局	経済産業局共通費	54,580	
		経済産業統計調査費	3,220	
		計	57,800	

産業保安監督官署	産業保安監督官署共通費	
資源エネルギー庁	資源エネルギー庁共通費 鉱物資源安定供給確保費 計	7,749 1,950 9,699
中小企業庁	中小企業庁共通費 経営革新・創業促進費 中小企業事業環境整備費 経営安定・取引適正化費 計	13,838 50,453 64,291 17,359 226,642 329 89,804 334,134
経・済・産・業・省	所管合計	1,900,074
国土交通省	国土交通本省共通費 海洋環境改善事業費 道路環境改善事業費 水資源対策事業費 国営公園等事業費 都市水環境整備事業費 水害・土砂災害対策費 河川の整備事業費 多目的ダム建設事業費 砂防事業費 海岸線事業費 公共交通等安全対策費 道路交通安全対策事業費 総合的物流体系整備推進費 港湾事業費 エネルギー・鉄鋼港湾施設工事費 地域連携道路事業費 地域公共交通維持・活性化推進費 道路交通円滑化事業費 社会資本整備・管理効率化推進費 不動産市場整備等推進費	13,885,641 152 746 1,623 317,270 481 1,801 3,656,046 3,788 19,014 721 6,671 8,281,573 2,538 8,857 266 3,887 1,565 1,607 11,270 5,253

国土技術政策総合研究所	建設市場整備推進費	708	
	国土交通統計調査費	9,456	
	国土調査費	702	
	海事産業市場整備等推進費	342	
	離島振興事業費	1,354	
	北海道開発事業費	2,841,385	
	情報化推進費	60,969	
	国際協力費	3,238	
	官庁営繕費	5,217	
	河川等災害復旧事業費	296,999	
	計	29,431,140	
	国土技術政策総合研究所共通費	183,797	
	技術研究開発推進費	8,410	
	治水海岸事業工事諸費	35,017	
	道路整備事業工事諸費	25,994	
	港湾空港整備事業工事諸費	12,418	
国土地理院	計	265,636	
	国土地理院共通費	321,654	
	災害情報整備推進費	14,935	
	地理空間情報整備・活用等推進費	42,169	
	計	378,758	
海難審判所	海難審判所共通費	56,563	
	海難審判費	920	
	計	57,483	
地方整備局	地方整備局共通費	2,035,326	
	地方整備推進費	22,239	
	治水海岸事業工事諸費	5,870,459	
	道路整備事業工事諸費	5,459,656	
	港湾空港整備事業工事諸費	1,536,896	
	都市環境整備事業工事諸費	604,844	
	国営公園事業工事諸費	134,981	
	河川等災害復旧事業等工事諸費	3,543	
	計	15,667,944	

北 海 道 開 発 局	北 海 道 開 発 局 共 通 費	514,689	
	北 海 道 開 発 局 推 進 費	6,857	
	北 海 道 治 水 海 岸 事 業 工 事 諸 費	759,330	
	北 海 道 道 路 整 備 事 業 工 事 諸 費	1,139,146	
	北 海 道 港 灣 空 港 整 備 事 業 工 事 諸 費	222,674	
	北 海 道 都 市 環 境 整 備 事 業 工 事 諸 費	95,870	
	北 海 道 国 道 公 園 事 業 工 事 諸 費	5,102	
	北 海 道 農 業 生 産 基 盤 保 全 管 理 ・ 整 備 事 業 等 工 事 諸 費	628,405	
	北 海 道 災 害 復 旧 事 業 等 工 事 諸 費	227	
	計	3,372,300	
	地 方 運 輸 局 共 通 費	1,339,298	
	地 方 運 輸 行 政 推 進 費	12,501	
	計	1,351,799	
地 方 運 輸 局	地 方 航 空 局 共 通 費	139,626	
	地 方 航 空 局 振 興 費	64,175	
	計	89,644	
	氣 象 官 署 共 通 費	153,819	
	氣 象 官 署 報 告 業 務 費	2,229,217	
	計	214,361	
	運 輸 安 全 委 員 會 費	123,403	
	運 輸 安 全 官 署 共 通 費	2,566,981	
	海 上 保 安 官 署 共 通 費	123,484	
	船 舶 交 通 安 全 及 海 上 治 安 對 策 費	6,172,911	
	航 路 標 識 整 備 事 業 工 事 諸 費	1,370,966	
	計	29,637	
	計	7,573,514	
環 境 省	国 土 交 通 省 所 管 合 計	61,082,484	
	環 境 本 省 共 通 費	824,751	
	地 球 温 暖 化 對 策 推 進 費	9,113	
	地 球 環 境 保 全 費	23,705	
	大 氣 ・ 水 ・ 土 壤 環 境 等 保 全 費	131,698	

防 衛 省	防 衛 省 防 衛 本 省 所	廃棄物・リサイクル対策推進費	59,255	
		生物多様性保全等推進費	88,976	
		自然公園等事業費	60,359	
		化学物質対策推進費	38,275	
		環境保健対策推進費	8,799	
		環境・経済・社会の統合的向上費	23,171	
		環境政策基盤整備費	109,604	
		環境調査研修費	45,692	
		自然公園等事業工事諸費	28,237	
		計	1,451,635	
		地方環境事務所共通費	204,244	
		地方環境対策費	59,443	
		計	263,687	
		原子力規制委員会共通費	31,597	
		原子力安全確保費	108,137	
		放射能調査研究費	32,937	
		計	172,671	
防 衛 省 防 衛 本 省 所	防 衛 本 省 所 管 合 計	1,887,993		
		防衛官給与費	53,379,646	
		自衛車両整備費	85,724,467	
		艦船整備備費	2,575,012	
		航空機整備費	774,515	
		航空機整備備費	402,088	
		在日米軍等駐留関連諸費	1,098,355	
		独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構運営費	138,726	
		国際平和協力活動等実施費	456,565	
		防衛力基盤整備費	9,621,534	
		計	154,170,908	
		地方防衛局	1,050,331	
		地方防衛管合計	155,221,239	
		歳 出 総 計	5,759,290,035	

平成二十七年三月三十日 衆議院會議録第十三号 平成二十七年一般会計暫定予算及び同報告書

平成二十七年特別会計暫定予算及び同報告書

一 暫定予算の要旨

本暫定予算は、平成二十七年四月一日から四月十一日までの期間について編成されたものであり、その概要は次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)

歳入総額二百六十二億八千九百万円、歳出総額五兆七千五百九十二億九千万円であつて、五兆七千三百三十億百万円の歳出超過となつてゐる。

なお、国庫の資金繰りについては、必要に応じ財務省証券を発行することができることとしてゐる。

歳入		
1	租税及印紙収入	二〇、〇〇〇百万円
2	雑収入等	六、二八九百万円
歳出		
1	社会保障関係費	二、一五六、二二三百万円
(1)	年金医療介護保険給付費	一、九二四、八二二百万円
(2)	生活保護費	一二四、四三二百万円
(3)	社会福祉費	一〇一、八六五百万円
(4)	保健衛生対策費	五、〇〇九百万円
(5)	雇用労災対策費	一〇四百万円
2	文教及び科学振興費	四六、〇五八百万円
(1)	義務教育費国庫負担金	四一、〇三七百万円
(2)	科学技術振興費	二、九九二百万円
(3)	教育振興助成費	二、〇二九百万円
3	国債費	一四、九〇一百万円
4	恩給関係費	一〇三、二二五百万円
(1)	文官等恩給費	三、三四三百万円
(2)	旧軍人遺族等恩給費	九五、九九三百万円
(3)	恩給支給事務費	六八百万円
(4)	遺族及び留守家族等援護費	三、八二一百万円
5	地方交付税交付金	二、九一五、四八九百万円

6	地方特例交付金	五九、四三四百万円
7	防衛関係費	一五五、二二一百万円
8	公共事業関係費	三四、九二五百万円
(1)	治山治水対策事業費	一一、三二五百万円
(2)	道路整備事業費	一五、五七二百万円
(3)	港湾空港鉄道等整備事業費	一、八五八百万円
(4)	住宅都市環境整備事業費	二、六二五百万円
(5)	公園水道廃棄物処理等施設整備費	六三四百万円
(6)	農林水産基盤整備事業費	二、五五三百万円
(7)	災害復旧等事業費	三五九百万円
9	経済協力費	三、七五九百万円
10	中小企業対策費	四二五百万円
11	食料安定供給関係費	一、九六一百万円
12	その他の事項経費	二五六、六六九百万円
13	予備費	一一、〇〇〇百万円

二 暫定予算の可決理由

本暫定予算は、平成二十七年一般会計予算成立までの間における国政の運営を支障なく行つたための応急的な措置であり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

平成二十七年三月三十日

衆議院議長 町村 信孝殿

予算委員長 大島 理森

平成二十七年特別会計暫定予算

右

国会に提出する。

平成二十七年三月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

平成27年度特別会計暫定予算
予 算 総 則

(歳入歳出暫定予算)

第1条 次の掲げる各特別会計の平成27年度歳入歳出暫定予算は、「甲号歳入歳出暫定予算」に掲げるとおりとする。

内閣府、総務省及び財務省所管	交付税及び歳与税配付金
財 務 省 所 管	地 震 再 保 険
	国 債 整 理 基 金
	外 国 為 替 資 金
財務省及び国土交通省所管	財 政 投 資
内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管	エ ネ ル ギ ー 対 策
厚生労働省所管	労 働 保 険
内閣府及び厚生労働省所管	年 金
農林水産省所管	食 料 安 定 保 給
経済産業省所管	貿 易 再 保 険
国土交通省所管	自 動 車 安 全 興
国土交通省所管	東 日 本 大 震 災 復 興
国会、裁判所、会計検査院、内閣府、復興庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管	

(暫定予算の期間)

第2条 この暫定予算は、平成27年4月1日から4月11日までの期間に係るものである。

(歳入歳出暫定予算の内訳)

第3条 各特別会計の歳入歳出暫定予算の内訳として、「歳入歳出暫定予算予定計算書」は、別に添付する。

(借入金の限度額)

第4条 エネルギー対策特別会計原子力損害賠償支援勘定における「特別会計に関する法律」第13条第2項の規定による借入金の限度額は、500,000,000千円とする。

(一時借入金等の限度額)

第5条 次の表の左欄に掲げる各特別会計の「特別会計に関する法律」第15条第2項及び第83条第2項の規定による一時借入金、融通証券及び繰替金の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特 別 会 計	限 度 額
交付税及び歳与税配付金	1,050,004,000千円
外 国 為 替 資 金	137,000,000,000
エ ネ ル ギ ー 需 給 勘 定	241,600,000
食 料 安 定 供 給	50,150,000

(再保険契約の限度額)

第6条 次の表の左欄に掲げる各特別会計の中欄に掲げる法律の規定による再保険契約の金額の限度は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特 別 会 計	根 拠 規 定	限 度 額
地 震 再 保 険	「地震保険に関する法律」第3条第3項	1回の地震等により支払うべき再保険金の総額 6,738,600,000千円
貿 易 再 保 険	「貿易保険法」	独立行政法人日本貿易保険を相手方とする次の各保険ごとの再保険金額の総額 普通貿易保険 出資外国法人等貿易保険 貿易代金貸付保険 為替変動保険 輸出手形保険 輸出保証保険 前払輸入保険 海外投資保険 海外事業資金貸付保険 独立行政法人日本貿易保険が負う再保険責任についての再保険の再保険金額の総額 1,275,000,000 25,500,000 60,000,000 1,800,000 53,100,000 5,100,000 3,000,000 67,500,000 228,600,000 37,800,000

(歳入歳出暫定予算の弾力条項)

第7条 次の表の左欄に掲げる特別会計において、「特別会計に関する法律」第7条第1項の規定により、当該特別会計の目的に照らして中欄に掲げる事由により経費を増額する必要がある場合であつて、右欄に掲げる事由により当該経費に充てらるべき収入の増加を確保することができるときは、当該確保することができる金額を限度として、当該経費を増額することができる。

特別会計	経費増額事由	収入増加事由
地震再保険	再保険金に必要な経費の不足	再保険金支払に必要な借入金その他の収入の増加

(東日本大震災復興特別会計における予算の移替え)

第8条 東日本大震災復興特別会計において、次の表の左欄及び中欄に掲げる所管及び組織の右欄の項に係る予算を使用する場合においては、その実施にあたる各省各庁所管の当該組織にその必要とする予算の移替えをすることができる。

所管	組	織	項
復興庁	復興	庁	原子力災害復興再生支援事業費、内閣共通費、総務省共通費、法務省共通費、厚生労働省共通費、農林水産省共通費、環境省共通費、地域活性化等復興政策費、治安復興政策費、金融機能安定・円滑化復興政策費、法務行政復興政策費、教育・科学技術等復興政策費、社会保障等復興政策費、農林水産業復興政策費、経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興政策費、住宅・地域公共交通等復興政策費、環境保全復興政策費、環境保全復興事業費、東日本大震災復興事業費、東日本大震災復興治水事業費、東日本大震災復興道路整備事業費、東日本大震災復興港湾整備事業費、東日本大震災復興自然公園等事業費、東日本大震災復興旧等事業費

甲号 歳入歳出暫定予算

所管	特別会計	歳入		歳出	
		歳入	歳出	歳入	歳出
内閣府 総務省及び財務省	交付税及び職与税配付金	他会計より受入 前年度剰余金受入 雑収入 合計 他会計より受入 公債 運用収入	一般会計より受入 前年度剰余金受入 雑収入 合計 他会計より受入 公債 運用収入	地方交付税交付金 地方特別交付金 事務費 合計 再保険取扱い費 国債整理支出	3,015,488,703 59,433,989 1,766 3,074,924,458 4,173,692 4,043 4,177,735 1,416,407,754

財務省及び国土交通省	外国為替資金	雑収入 合計	雑収入	4,320,000	4,320,000	合計	1,416,407,754
		運用収入	運用収入	32,041,704,998		事務支出費	48,836
				72,223,577		諸債整理基金特別会計へ繰入	800,004
				72,223,577		合計	64,996,738
	財政投資	合計		72,223,577			65,845,578
	財政融資資金勘定	資金運用収入		612,197		事務支出費	269,083
		合計	運用利殖金収入	612,197	612,197	諸債	3,147,768
	投資勘定	前年度剰余金受入		612,197		合計	3,416,851
				5,358		事務支出費	5,358
	特定国有財産整備勘定	前年度剰余金受入		17,037	5,358	特定国有財産整備費	1,396
内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省	エネルギー対策	合計	前年度剰余金受入	17,037	17,037	事務支出費	15,641
						合計	17,037
	エネルギー需給勘定	前年度剰余金受入		2,878,227	2,878,227	燃料安定供給対策費	2,315,763
						エネルギー需給構造高度化対策費	270,450
						事務支出費	29,889
						国債整理基金特別会計へ繰入	140,062,125
						合計	142,678,227
						電源立地対策費	1,610
						電源利用対策費	204,042
						原子力安全規制対策費	102,843
厚生労働省	電源開発促進勘定	合計	前年度剰余金受入	850,394	850,394	事務支出費	541,899
						合計	850,394
						労働安全衛生対策費	167,293
						保険給付費	86,957,760
						職務上年金給付費	1,472,500
						特別会計へ繰入金	
						職務上年金給付費等交付金	940,573

	雑収入	182,848	社会復帰促進等事業費	13,072,388
	雑収入	182,848	仕事生活調和推進費	35,544
			個別労働紛争対策費	28,774
			業務取扱い費	2,655,989
	合計	105,330,841	合計	105,330,841
		1,461,934	労使関係安定形成促進費	12,175
		1,461,934	個別労働紛争対策費	28,775
			職業紹介事業等実施費	1,620,998
		110,847	地域雇用機会創出等対策費	3,544,438
	雑収入	110,847		
雇用勘定	運用収入		高齢者等雇用安定・促進費	4,437,605
			失業等給付費	51,245,433
			就職支援法事業費	1,207,484
			職業能力開発強化費	985,942
			若年者等職業能力開発支援費	65,287
			障害者職業能力開発支援費	53,055
			技能継承・振興推進費	123,166
			男女均等雇用対策費	232,740
			業務取扱い費	4,610,259
	合計	1,572,781	合計	68,167,357
		965,188	業務支出金	680,904
		2,993		1,472,677
徴収勘定	保険料収入	965,188		
	一般拠出金収入	2,993		
	雑収入	15,624		
	前年度剰余金受入	40,111,645		
	合計	41,095,450	合計	2,153,581
基礎年金勘定	拠出金等収入	3,920,276,958	基礎年金給付費	3,629,577,557
		3,920,276,958	基礎年金相当給付費他勘定へ繰入及交付金	290,699,401
	合計	3,920,276,958	合計	3,920,276,958

国民年金勘定	保険収入	保険料収入 一般会計より受入 基礎年金勘定より受入 運用収入	459,111,740 13,054,029 329,603,072 116,451,371 3,268	特別障害給付金給付費 福祉年金給付費 国民年金給付費 基礎年金給付費等基礎年金勘定へ繰入 年金相談事業費等業務勘定へ繰入 諸	577,576 104,712 130,930,827 592,866,775 2,673,023 1,604,767
厚生年金勘定	積立金より受入 合 計 保険収入	積立金より受入 保険料収入 一般会計より受入 労働保険特別会計より受入 基礎年金勘定より受入 拠出金収入 存続組合等納付金 運用収入	269,645,940 728,757,680 1,751,503,745 1,239,441 1,584,423,155 1,472,500 135,701,071 7,762,968 20,879,678 24,932	合 計 保険給付費 基礎年金給付費等基礎年金勘定へ繰入 年金相談事業費等業務勘定へ繰入 諸	728,757,680 4,057,066,612 2,938,133,848 3,995,265 341,830
健康勘定	積立金より受入 合 計 保険収入	積立金より受入 保険料収入	1,562,035,840 1,562,035,840 3,313,539,585 820,462	合 計 業務取扱費等業務勘定へ繰入 諸	6,999,537,555 164,059
子ども・子育て支援勘定	拠出金収入 合 計 一般会計より受入	事業主拠出金収入 一般会計より受入	820,462 6,139,392 6,139,392 122,365 122,365 6,261,757 5,871,282	合 計 業務取扱費 諸	50,818 214,877 125,859 1,350
業務勘定	合 計 一般会計より受入 他勘定より受入	一般会計より受入 一般会計より受入	5,871,282 6,937,748 6,937,748	合 計 業務取扱費 社会保険オンラインシステム費 日本年金機構運営費	127,209 579,376 2,150,086 10,245,659

農 林 水 産 省	食 料 安 定 供 給 農業経営安定勘定	雑 収 入 計	雑 収 入	合 計	
	前年度剰余金受入	166,091	166,091	合 計	12,975,121
	4,036	4,036	農業経営安定事業費 事務取扱費業務勘定へ繰 入	1,990	2,046
食糧管理勘定	合 計	4,036	合 計	4,036	4,036
	食糧売払代	4,623,796	食糧買入費	21,241,528	564
	輸入食糧納付金	4,623,796	食糧管理費	54,308	54,308
	11,071	11,071	交付金等他勘定へ繰入 国債整理基金特別会計へ 繰入	13,063,339	
雑 収 入	雑 収 入	197	197	合 計	34,359,739
合 計	農業共済再保険収入	4,635,064	合 計	1,234,349	64,557
農業共済再保険勘定	再 保 険 料	1,298,906	農業共済再保険費及交付 金	1,298,906	120,173
	前年度繰越資金受入	1,283,870	事務取扱費業務勘定へ繰 入	11,918	
漁船再保険勘定	合 計	132,091	合 計	132,091	105,223
	漁船再保険収入	132,091	漁船再保険費及交付金	8,123	4,932
	前年度繰越資金受入	113,346	事務取扱費業務勘定へ繰 入	113,346	140,952
漁業共済保険勘定	合 計	113,346	合 計	113,346	181
	漁業共済保険収入	140,952	漁業共済保険費及交付金	201,768	207,301
	他勘定より受入	183,928	事務取扱費業務勘定へ繰 入	183,928	
業務勘定	合 計	23,373	合 計	23,373	
国営土地改良事業勘 定	他勘定より受入	207,301	土地改良事業費業務勘 定	207,301	
	前年度剰余金受入		土地改良事業費業務勘 定		
	合 計		合 計		

所 管	特 別 会 計	歳 入		歳 出	
		歳 入		歳 出	
		款	項	所 管 ・ 組 織 ・ 項	金
国 土 交 通 省	貿 易 再 保 險 特 許	雑 収 入	雑 収 入	事 務 取 扱 費	19,653
		特 許 料 等 収 入	特 許 料 等 収 入	事 務 取 扱 費	2,814,976
		雑 収 入	雑 収 入		
		前 年 度 剩 余 金 受 入	前 年 度 剩 余 金 受 入		
		合 計	合 計	合 計	2,814,976
		検 査 登 録 手 数 料 収 入	検 査 登 録 手 数 料 収 入	業 務 取 扱 費	2,530,881
		前 年 度 剩 余 金 受 入	前 年 度 剩 余 金 受 入		
		合 計	合 計	合 計	2,530,881
		空 港 整 備 勘 定	空 港 整 備 勘 定	合 計	2,530,881
		雑 収 入	雑 収 入	空 港 等 維 持 運 営 費	6,527,764
国 土 交 通 省	自 動 車 安 全 自 動 車 検 査 登 録 勘 定	雑 収 入	雑 収 入	空 港 等 維 持 運 営 費	1,654
		特 許 料 等 収 入	特 許 料 等 収 入	空 港 等 整 備 事 業 工 事 諸 費	132,630
		雑 収 入	雑 収 入		
		前 年 度 剩 余 金 受 入	前 年 度 剩 余 金 受 入		
		合 計	合 計	合 計	6,662,048
		検 査 登 録 手 数 料 収 入	検 査 登 録 手 数 料 収 入		
		前 年 度 剩 余 金 受 入	前 年 度 剩 余 金 受 入		
		合 計	合 計	合 計	6,662,048
		空 港 使 用 料 収 入	空 港 使 用 料 収 入		
		雑 収 入	雑 収 入		
国 土 交 通 省	東 日 本 大 震 災 復 興	雑 収 入	雑 収 入	復 興 片 通 費	12,280,814
		特 許 料 等 収 入	特 許 料 等 収 入	復 興 片 共 通 費	12,280,814
		雑 収 入	雑 収 入	復 興 片 共 通 費	226,755
		前 年 度 剩 余 金 受 入	前 年 度 剩 余 金 受 入	復 興 片 共 通 費	453,437
		合 計	合 計	復 興 片 共 通 費	4,969
		検 査 登 録 手 数 料 収 入	検 査 登 録 手 数 料 収 入	復 興 片 共 通 費	2,657
		前 年 度 剩 余 金 受 入	前 年 度 剩 余 金 受 入	復 興 片 共 通 費	2,501
		合 計	合 計	復 興 片 共 通 費	42,900
		空 港 使 用 料 収 入	空 港 使 用 料 収 入	復 興 片 共 通 費	2,898
		雑 収 入	雑 収 入	復 興 片 共 通 費	

農林水産省共通費	12,380
環境省共通費	345,796
地域活性化等復興政策費	121,907
治安復興政策費	19,373
金融機能安定・円滑化復興政策費	1,235
法務行政復興政策費	6,878
教育・科学技術等復興政策費	148,415
社会保障等復興政策費	6,008
農林水産業復興政策費	23,524
経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興政策費	104,927
住宅・地域公共交通等復興政策費	3,153
環境保全復興政策費	10,636,246
環境保全復興事業費	66,000
東日本大震災復興事業費	3,599
東日本大震災復興治水事業工事諸費	7,148
東日本大震災復興道路整備事業工事諸費	28,690
東日本大震災復興港湾整備事業工事諸費	8,273
東日本大震災復興自然公園等事業工事諸費	622
東日本大震災災害復興等事業費	523
財務省	18,048,714
財務本省	18,048,714
復興債費	48,714
復興加速化・福島再生予備費	18,000,000
合計	30,329,528

平成二十七年特別会計暫定予算に関する報告書

一 暫定予算の要旨

本暫定予算は、交付税及び譲与税配付金特別会計等十三特別会計に関するもので、一般会計に準じて、平成二十七年四月一日から四月十一日までの期間について編成されたものである。

本暫定予算のうち、主な特別会計の歳入歳出は次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

会 計 名	歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
交付税及び譲与税配付金特別会計	三、九九七、二八七	三、〇七四、九二四
国債整理基金特別会計	三二、〇四一、七〇五	一、四一六、四〇八
外国為替資金特別会計	七二、二二四	六五、八四六
労働保険特別会計		
労災勘定	一〇五、三三一	一〇五、三三一
雇用勘定	一、五七三	六八、一六七
徴収勘定	四一、〇九五	二、一五四
年金特別会計		
基礎年金勘定	三、九二〇、二七七	三、九二〇、二七七
国民年金勘定	七二八、七五八	七二八、七五八
厚生年金勘定	三、三一三、五四〇	六、九九九、五三八
健康勘定	八二〇	二二五

子ども・子育て支援勘定

六、二六二

一二七

業務勘定

一二、九七五

一二、九七五

東日本大震災復興特別会計

三〇、三三〇

三〇、三三〇

以上のほか、地震再保険、財政投融资、エネルギー対策、食料安定供給、貿易再保険、特許及び自動車安全の各特別会計についても所要の措置を講じている。

二 暫定予算の可決理由

本暫定予算は、平成二十七年特別会計予算成立までの間における国政の運営を支障なく行うための応急的な措置であり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十七年三月三十日

予算委員長 大島 理森

衆議院議長 町村 信孝殿

平成二十七年政府関係機関暫定予算

右

国会に提出する。

平成二十七年三月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

平成二十七年政府関係機関暫定予算

予算総則

(収入支出暫定予算)

第1条 次に掲げる各政府関係機関の平成二十七年収入支出暫定予算は、「甲号収入支出暫定予算」に掲げるとおりとする。

沖 縄 振 興 開 発 金 融 公 庫
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫
株 式 会 社 国 際 協 力 銀 行
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門

2 前項に規定する独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門とは、「独立行政法人国際協力機構法」第13条第1項第2号に規定する業務並びに同項第8号及び第9号並びに同条第3項に規定する業務のうち有償資金協力に係るものに関する部門をいう。

(暫定予算の期間)

第2条 この暫定予算は、平成二十七年4月1日から4月11日までの期間に係るものである。

(保険契約等の限度額)

第3条 株式会社日本政策金融公庫の次の表の左欄に掲げる法律の規定による金額の限度は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

根 拠 規 定	限 度 額
「株式会社日本政策金融公庫法」第31条	貸付金の総額 「株式会社日本政策金融公庫法」別表第2第2号に掲げる業務として行う取引において支払うことを約する金銭の額の総額 農林水産業者向け業務 720,000千円 50,000

保証金額の総額	1,500,000
保険価額の総額	730,000,000
補填の額の総額	40,995,000
保険価額の総額	2,580,000

第6条

(流用の制限)

第4条 株式会社日本政策金融公庫、株式会社国際協力銀行又は独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門がその経費の金額を相互に流用し、又はその経費と他の経費との間にその金額を相互に流用する場合において、「株式会社日本政策金融公庫法」第38条第1項、「株式会社国際協力銀行法」第24条第1項又は「独立行政法人国際協力機構法」第26条第1項の規定により財務大臣の承認を受けなければならぬ経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 役職員に対して支給する給与に要する経費
- (2) 交際費に要する経費
- (補 則)

第5条 株式会社日本政策金融公庫が外貨をもって行う債務の保証があるときは、その保証金額の総額は、外貨による保証金額の総額を外国貨幣換算率(アメリカ合衆国通貨にあっては、平成二十六年9月1日から同年11月30日までの間における実勢相場を平均した為替相場(その相場に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。))をいい、アメリカ合衆国通貨以外の通貨にあっては、同期間における当該通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢を当該為替相場をもって裁定した為替相場(その相場に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。ただし、1通貨単位について10円未満となる通貨にあっては、100通貨単位(10通貨単位について1円未満となる通貨にあっては、1,000通貨単位)についての値をとり、円単位未満を四捨五入する。)をいう。)により換算した金額とする。

甲号 収入支出暫定予算

政府関係機関	収		入		支		出	
	款	金	項	金	項	金	額(千円)	
沖縄振興開発金融公庫	事業益金収入	事業益金	事業損金	216,836	事業損金	72,610		
	雑収入	事業益金	事業損金	502	事業損金			
	合計	住宅資金貸付手数料等収入 運用収入	事業損金	422	80			
株式会社日本政策金融公庫 国民一般向け業務	事業益金収入	事業益金	事業損金	217,338	事業損金	72,610		
	雑収入	事業益金	事業損金	4,516,326	事業損金			
	合計	事業益金	事業損金	8,289	276			
農林水産業者向け業務	事業益金収入	事業益金	事業損金	4,524,615	事業損金	952,796		
	雑収入	事業益金	事業損金	290,237	事業損金	219,442		
	合計	事業益金	事業損金	17,834	131			
中小企業者向け業務	事業益金収入	事業益金	事業損金	308,071	事業損金	219,442		
	雑収入	事業益金	事業損金	3,231,806	事業損金	451,016		
	合計	事業益金	事業損金	6,450	108			
	雑収入	事業益金	事業損金	3,238,256	事業損金	451,016		

信用保険等業務	事業	金	事業	金	事業	金	事業	金
信 用 保 險 等 業 務	保 險 料 收 入	2	2	72,913	事 業 損 金 費	21,669,633		
	回 收 金	3,135,201	3,135,201					
	回 收 金	2,273,290	2,273,290					
	回 收 金	59,295	56,169					
	回 收 金	3,126	3,126					
危 機 対 応 円 滑 化 業 務	補 償 料 收 入	5,467,788	147,637	21,742,546	事 業 損 金 費	4,696		
	補 償 料 收 入	147,637	147,637	2,919,044				
	補 償 料 收 入	7,504	7,504					
	補 償 料 收 入	155,141	1	2,923,740				
	補 償 料 收 入	1	1	1,575				
特 定 事 業 等 促 進 円 滑 化 業 務	運 用 收 入	3,092,875	3,092,875	4,013,296				
株 式 会 社 国 際 協 力 銀 行	運 用 收 入	1,450,520	142,870					
	運 用 收 入	1,307,650	1,307,650					
	運 用 收 入	4,543,395	10,105	4,013,296				
	運 用 收 入	10,105	10,105	1,429,648				
独 立 行 政 法 人 国 際 協 力 機 構 有 限 公 司	運 用 收 入	26,817	293					
	運 用 收 入	26,524	26,524					
	運 用 收 入	36,922	36,922	1,429,648				

平成二十七年政府関係機関暫定予算に関する報告書

一 暫定予算の要旨

本暫定予算は、沖縄振興開発金融公庫等四政府関係機関に関するもので、一般会計に準じて、平成二十七年四月一日から四月十一日までの期間について編成されたものである。

本暫定予算の概要は、次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)

機 関 名 収 入(百万円) 支 出(百万円)

沖縄振興開発金融公庫 二二七 七三

株式会社日本政策金融公庫

国民一般向け業務 四、五二五 九五三

農林水産業者向け業務 三〇八 二一九

中小企業者向け業務 三、二三八 四五一

信用保険等業務 四六八 二一、七四三

危機対応円滑化業務 一五五 二、九二四

特定事業等促進円滑化業務 〇 二

株式会社国際協力銀行 四、五四三 四、〇一三

独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門 三七 一、四三〇

二 暫定予算の可決理由

本暫定予算は、平成二十七年政府関係機関予算成立までの間における各機関の運営を支援なく行うための応急的な措置であり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

平成二十七年三月三十日

衆議院議長 町村 信孝殿

予算委員長 大島 理森

独立行政法人日本スポーツ振興センター法の

一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成二十七年三月二十七日

提出者

文部科学委員長 福井 照

独立行政法人日本スポーツ振興センター法の
の一部を改正する法律

独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「ものをいう。」の下に「及び特定保育事業(同法第六条の三第九項に規定す

る家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業及び同条第十二項に規定する事業所内保育事業をいう。以下この項において同じ。)を行う者の当該特定保育事業を加え、「第四条を「第四条第一項に改め、同条第三項中「学校」の下に「の設置者」を、「保育所等」の下に「の設置者又は同項に規定する特定保育事業を行う者」を加える。

附 則

この法律は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の施行の日から施行する。

理 由

家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業を行う者の当該事業の管理下における児童の災害について独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成二十七年二月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務

する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一のうち一 大使館の表欧州の項中「在

ブルガリア日本国大使館

「トビリシ」を削り、「在サンマリ

ノ日本国大使館

「を」を「在サンマリノ日本国大使館

「サンマリノ」を「サンマリノ」に改

める。

別表第一のうち二 総領事館の表中南米の項中

「在リオデジャネイロ日本国総領事館」を「ブラジ

ル」を「在リオデジャ

ネイロ日本国総領事館」を「ブラジ

ル」に改め、同表欧州の項中「在

デュッセルドルフ日本国総領事館」を「ドイツ

デュッセルドルフ」を「在デュッセルドル

フ日本国総領事館」を「ドイツ

デュッセルドルフ」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二 在勤基本手当の基準額(第十条関係)

一 大使館

地 域	所 在 国	号 別									
		大 使 公 使 特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号
アジア	インド	円 660,000	円 610,000	円 573,600	円 554,800	円 526,500	円 479,400	円 432,300	円 385,200	円 347,500	円 328,700
	インドネシア	円 570,000	円 490,000	円 458,900	円 441,800	円 416,200	円 373,600	円 331,000	円 288,300	円 254,200	円 237,200
	カンボジア	円 580,000	円 560,000	円 524,300	円 505,400	円 477,100	円 429,900	円 382,700	円 335,500	円 297,800	円 278,900
	シンガポール	円 760,000	円 680,000	円 638,400	円 612,800	円 574,500	円 510,700	円 446,900	円 383,000	円 332,000	円 306,400
	スリランカ	円 550,000	円 540,000	円 506,000	円 488,000	円 461,200	円 416,400	円 371,600	円 326,900	円 291,000	円 273,100
	タイ	円 660,000	円 550,000	円 517,100	円 496,400	円 465,400	円 413,700	円 362,000	円 310,300	円 268,900	円 248,200
	大韓民国	円 840,000	円 700,000	円 656,800	円 630,500	円 591,100	円 525,400	円 459,700	円 394,100	円 341,500	円 315,200
	中華人民共和国	1,030,000	円 820,000	円 766,400	円 736,500	円 691,700	円 617,100	円 542,500	円 467,800	円 408,100	円 378,300
	ネパール	円 660,000	円 640,000	円 611,000	円 592,800	円 565,600	円 520,200	円 474,800	円 429,400	円 393,100	円 374,900
	パキスタン	円 760,000	円 700,000	円 671,200	円 653,100	円 626,000	円 580,700	円 535,500	円 490,200	円 454,000	円 435,900
	バンラダシエ	円 710,000	円 690,000	円 651,100	円 631,100	円 601,000	円 550,900	円 500,800	円 450,700	円 410,600	円 390,500
	東タイモール	円 810,000	円 790,000	円 749,400	円 727,000	円 693,400	円 637,500	円 581,600	円 525,600	円 480,900	円 458,500
	フィリピン	円 640,000	円 540,000	円 504,900	円 485,500	円 456,400	円 407,900	円 359,400	円 310,900	円 272,100	円 252,700
	ブータン	円 620,000	円 600,000	円 563,600	円 544,800	円 516,500	円 469,400	円 422,300	円 375,200	円 337,500	円 318,700
	ブルネイ	円 660,000	円 630,000	円 589,400	円 565,800	円 530,400	円 471,500	円 412,600	円 353,600	円 306,500	円 282,900
	ベトナム	円 560,000	円 500,000	円 471,600	円 453,900	円 427,300	円 383,000	円 338,700	円 294,400	円 258,900	円 241,200
	マレーシア	円 610,000	円 550,000	円 509,800	円 489,400	円 458,800	円 407,800	円 356,800	円 305,900	円 265,100	円 244,700
	ミャンマー	円 640,000	円 620,000	円 587,300	円 567,400	円 537,500	円 487,800	円 438,100	円 388,400	円 348,600	円 328,700
	モルディブ	円 590,000	円 580,000	円 546,000	円 528,000	円 501,200	円 456,400	円 411,600	円 366,900	円 331,000	円 313,100
大洋州	モンゴル	円 610,000	円 590,000	円 560,400	円 542,300	円 515,100	円 469,700	円 424,400	円 379,000	円 342,700	円 324,600
	ラオス	円 690,000	円 670,000	円 627,400	円 605,900	円 573,600	円 519,900	円 466,200	円 412,400	円 369,400	円 347,900
	オーストラリア	円 760,000	円 690,000	円 640,300	円 614,600	円 576,200	円 512,200	円 448,200	円 384,200	円 332,900	円 307,300
	キリバス	円 690,000	円 670,000	円 638,500	円 619,000	円 589,700	円 540,900	円 492,100	円 443,300	円 404,200	円 384,700
	クック	円 780,000	円 750,000	円 704,400	円 678,200	円 638,900	円 573,500	円 508,100	円 442,600	円 390,300	円 364,100
	サモア	円 660,000	円 640,000	円 600,400	円 578,400	円 545,300	円 490,300	円 435,300	円 380,200	円 336,200	円 314,200
	ソロモン	円 970,000	円 940,000	円 886,900	円 859,000	円 817,200	円 747,500	円 677,800	円 608,100	円 552,400	円 524,500
	ツバル	円 690,000	円 670,000	円 638,500	円 619,000	円 589,700	円 540,900	円 492,100	円 443,300	円 404,200	円 384,700
	トンガ	円 730,000	円 710,000	円 662,000	円 637,500	円 600,800	円 539,600	円 478,400	円 417,200	円 368,200	円 343,800
	ナウル	円 590,000	円 570,000	円 538,500	円 519,000	円 489,700	円 440,900	円 392,100	円 343,300	円 304,200	円 284,700
太平洋	ニューギニア	円 730,000	円 700,000	円 654,400	円 628,200	円 588,900	円 523,500	円 458,100	円 392,600	円 340,300	円 314,100
	バヌアツ	円 590,000	円 570,000	円 538,500	円 519,000	円 489,700	円 440,900	円 392,100	円 343,300	円 304,200	円 284,700
	パプアニューギニア	円 950,000	円 930,000	円 876,300	円 848,800	円 807,600	円 739,000	円 670,400	円 601,800	円 546,900	円 519,400

北米	アメリカ合衆国 カナダ	860,000 710,000	640,000 640,000	597,900 594,300	574,000 570,500	538,100 534,800	478,300 475,400	418,500 416,000	358,700 356,600	310,900 309,000	287,000 285,200	263,100 261,500	239,200 237,700
中南米	アルゼンチン	490,000	470,000	439,100	421,600	395,200	351,300	307,400	263,500	228,300	210,800	193,200	175,700
	アンティグア・バーブーダ	600,000	570,000	538,000	517,300	486,200	434,400	382,600	330,800	289,400	268,600	247,900	227,200
	ウルグアイ	690,000	670,000	623,000	598,100	560,700	498,400	436,100	373,800	324,000	299,000	274,100	249,200
	エクアドル	670,000	650,000	610,900	588,400	554,800	498,700	442,600	386,500	341,700	319,200	296,800	274,400
	エルサルバドル	610,000	590,000	554,100	534,000	503,800	453,500	403,200	352,900	312,700	292,500	272,400	252,300
	ガイアナ	900,000	870,000	817,800	787,000	741,000	664,200	587,400	510,700	449,200	418,500	387,800	357,100
	キューバ	740,000	720,000	679,900	658,700	626,900	573,900	520,900	467,900	425,500	404,300	383,100	362,000
	グアテマラ	740,000	720,000	676,100	652,700	617,500	558,900	500,300	441,700	394,800	371,300	347,900	324,500
	グレナダ	630,000	610,000	571,800	550,900	519,600	467,400	415,200	363,100	321,300	300,400	279,600	258,700
	コスタリカ	640,000	620,000	581,500	559,000	525,400	469,200	413,100	356,900	312,000	289,500	267,100	244,600
	コロンビア	680,000	660,000	623,400	602,000	570,000	516,700	463,400	410,000	367,400	346,000	324,700	303,400
	ジャマイカ	620,000	600,000	564,900	544,300	513,400	461,900	410,400	358,900	317,700	297,100	276,500	256,000
	スリナム	890,000	860,000	804,300	774,100	728,800	653,400	578,000	502,600	442,200	412,000	381,900	351,700
	セントクリストファー・ネイビス	600,000	570,000	538,000	517,300	486,200	434,400	382,600	330,800	289,400	268,600	247,900	227,200
	セントビンセント セントルシア	630,000 630,000	610,000 610,000	571,800 571,800	550,900 550,900	519,600 519,600	467,400 467,400	415,200 415,200	363,100 363,100	321,300 321,300	300,400 300,400	279,600 279,600	258,700 258,700
	チリ	690,000	660,000	617,300	592,600	555,500	493,800	432,100	370,400	321,000	296,300	271,600	246,900
	ドミニカ	630,000	610,000	571,800	550,900	519,600	467,400	415,200	363,100	321,300	300,400	279,600	258,700
	ドミニカ共和国	680,000	660,000	622,500	601,200	569,300	516,000	462,800	409,500	366,900	345,600	324,300	303,000
	トリニダード・トバゴ	630,000	610,000	571,800	550,900	519,600	467,400	415,200	363,100	321,300	300,400	279,600	258,700
	ニカラグア	670,000	650,000	617,900	599,700	572,400	526,800	481,200	435,700	399,200	381,000	362,800	344,600
	パナマ	880,000	860,000	815,600	792,200	757,100	698,500	639,900	581,400	534,500	511,100	487,700	464,300
	パナマ	590,000	570,000	535,800	515,100	484,200	432,600	381,000	329,500	288,200	267,600	246,900	226,300
	パナマ	620,000	600,000	564,900	544,300	513,400	461,900	410,400	358,900	317,700	297,100	276,500	256,000
	パラグアイ	640,000	620,000	582,900	561,600	529,600	476,300	423,000	369,700	327,100	305,800	284,500	263,200
	バルバドス	630,000	610,000	571,800	550,900	519,600	467,400	415,200	363,100	321,300	300,400	279,600	258,700
	ブラジル	770,000	740,000	691,500	664,600	624,400	557,200	490,100	422,900	369,200	342,300	315,500	288,600
	ペネズエラ	960,000	930,000	868,300	837,100	790,400	712,600	634,800	557,000	494,700	463,600	432,400	401,300
	ペリウズ	710,000	690,000	646,900	623,000	587,200	527,500	467,800	408,100	360,400	336,500	312,600	288,800
	ペルー	690,000	660,000	622,400	599,500	565,100	507,900	450,700	393,400	347,600	324,700	301,800	279,000

欧州	ボリビア	760,000	740,000	701,900	681,400	650,700	599,500	548,300	497,100	456,200	435,700	415,200	394,800
	ホンジュラス	640,000	620,000	583,800	564,300	535,000	486,200	437,400	388,600	349,600	330,000	310,500	291,000
	メキシコ	680,000	660,000	616,900	593,000	557,200	497,500	437,800	378,100	330,400	306,500	282,600	258,800
	アイスランド	660,000	640,000	595,900	572,000	536,300	476,700	417,100	357,500	309,900	286,000	262,200	238,400
	アイルランド	700,000	680,000	630,000	604,800	567,000	504,000	441,000	378,000	327,600	302,400	277,200	252,000
	アゼルバイジャン	660,000	630,000	596,300	574,400	541,600	487,000	432,400	377,800	334,100	312,200	290,400	268,500
	アルバニア	650,000	630,000	596,300	576,000	545,600	495,000	444,400	393,800	353,300	333,000	312,800	292,500
	アルメニア	690,000	660,000	623,400	600,700	566,600	509,700	452,900	396,000	350,500	327,800	305,000	282,300
	アンドラ	710,000	680,000	636,100	610,700	572,500	508,900	445,300	381,700	330,800	305,300	279,900	254,500
	イタリヤ	780,000	710,000	658,300	631,900	592,400	526,600	460,800	395,000	342,300	316,000	289,600	263,300
	ウクライナ	560,000	540,000	509,200	491,200	464,300	419,500	374,700	329,800	294,000	276,000	258,100	240,200
	ウズベキスタン	640,000	620,000	581,400	560,100	528,200	475,100	422,000	368,800	326,300	305,100	283,800	262,600
	英国	920,000	780,000	725,800	696,700	653,200	580,600	508,000	435,500	377,400	348,400	319,300	290,300
	エストニア	530,000	510,000	480,600	461,400	432,600	384,500	336,400	288,400	249,900	230,700	211,500	192,300
	オーストリア	850,000	760,000	710,300	681,800	639,200	568,200	497,200	426,200	369,300	340,900	312,500	284,100
	オランダ	720,000	700,000	649,800	623,800	584,800	519,800	454,800	389,900	337,900	311,900	285,900	259,900
	カザフスタン	710,000	680,000	644,400	622,200	588,900	533,500	478,100	422,600	378,300	356,100	333,900	311,800
	キプロス	630,000	600,000	564,100	541,600	507,700	451,300	394,900	338,500	293,300	270,800	248,200	225,700
	ギリシャ	630,000	600,000	564,100	541,600	507,700	451,300	394,900	338,500	293,300	270,800	248,200	225,700
	キルギス	570,000	560,000	529,000	512,100	486,800	444,600	402,400	360,300	326,500	309,600	292,800	275,900
クロアチア	570,000	550,000	510,500	490,100	459,500	408,400	357,400	306,300	265,500	245,000	224,600	204,200	
コソボ	610,000	590,000	556,300	536,000	505,600	455,000	404,400	353,800	313,300	293,000	272,800	252,500	
サンマリノ	730,000	710,000	658,300	631,900	592,400	526,600	460,800	395,000	342,300	316,000	289,600	263,300	
ジョージア	620,000	610,000	572,200	553,000	524,300	476,400	428,500	380,700	342,400	323,200	304,100	284,900	
スイス	920,000	890,000	826,600	793,600	744,000	661,300	578,600	496,000	436,800	378,600	349,400	320,300	
スウェーデン	810,000	780,000	728,000	698,900	655,200	582,400	509,600	436,800	378,600	349,400	320,300	291,200	
スペイン	710,000	690,000	641,100	615,500	577,000	512,900	448,800	384,700	333,400	307,700	282,100	256,500	
スロバキア	630,000	610,000	570,400	547,600	513,300	456,300	399,300	342,200	296,600	273,800	251,000	228,200	
スロベニア	620,000	590,000	555,400	533,200	499,800	444,300	388,800	333,200	288,800	266,600	244,400	222,200	
セルビア	580,000	560,000	526,300	506,000	475,600	425,000	374,400	323,800	283,300	263,000	242,800	222,500	
タジキスタン	720,000	700,000	664,300	645,700	617,900	571,400	525,000	478,500	441,300	422,800	404,200	385,600	
チェコ	610,000	590,000	552,500	530,400	497,300	442,000	386,800	331,500	287,300	265,200	243,100	221,000	
デンマーク	810,000	780,000	723,500	694,600	651,200	578,800	506,500	434,100	376,200	347,300	318,300	289,400	
ドイツ	800,000	680,000	632,600	607,300	569,400	506,100	442,800	379,600	329,000	303,700	278,400	253,100	
トルクメニスタン	690,000	670,000	642,400	623,700	595,700	549,100	502,500	455,900	418,600	399,900	381,300	362,600	
ノルウェー	890,000	860,000	799,100	767,200	719,200	639,300	559,400	479,500	415,500	383,600	351,600	319,700	

バチカン	730,000	710,000	658,300	631,900	592,400	526,600	460,800	395,000	342,300	316,000	289,600	263,300
ハンガリー	580,000	550,000	518,300	497,500	466,400	414,600	362,800	311,000	269,500	248,800	228,000	207,300
フィンランド	780,000	750,000	699,900	671,900	629,900	559,900	489,900	419,900	363,900	335,900	307,900	280,000
フランス	810,000	680,000	636,100	610,700	572,500	508,900	445,300	381,700	330,800	305,300	279,900	254,500
ブルガリア	560,000	540,000	500,400	480,400	450,300	400,300	350,300	300,200	260,200	240,200	220,200	200,200
ベラルーシ	640,000	620,000	585,000	565,200	535,500	486,000	436,500	387,000	347,400	327,600	307,800	288,000
ベルギー	720,000	690,000	647,500	621,600	582,800	518,000	453,300	388,500	336,700	310,800	284,900	259,000
ポーランド	560,000	540,000	505,500	485,300	455,000	404,400	353,900	303,300	262,900	242,600	222,400	202,200
ボスニア・ヘルツェゴビナ	560,000	540,000	508,000	488,400	459,200	410,400	361,600	312,900	273,800	254,300	234,800	215,300
ボルトガル	650,000	630,000	586,600	563,200	528,000	469,300	410,600	352,000	305,000	281,600	258,100	234,700
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	580,000	560,000	526,300	506,000	475,600	425,000	374,400	323,800	283,300	263,000	242,800	222,500
マルタ	730,000	710,000	658,300	631,900	592,400	526,600	460,800	395,000	342,300	316,000	289,600	263,300
モナコ	710,000	680,000	636,100	610,700	572,500	508,900	445,300	381,700	330,800	305,300	279,900	254,500
モルドバ	600,000	580,000	549,200	531,200	504,300	459,500	414,700	369,800	334,000	316,000	298,100	280,200
モンテネグロ	610,000	590,000	556,300	536,000	505,600	455,000	404,400	353,800	313,300	293,000	272,800	252,500
ラトビア	610,000	580,000	545,500	523,700	491,000	436,400	381,900	327,300	283,700	261,800	240,000	218,200
リトアニア	550,000	530,000	492,900	473,200	443,600	394,300	345,000	295,700	256,300	236,600	216,900	197,200
リヒテンシュタイン	920,000	890,000	826,600	793,600	744,000	661,300	578,600	496,000	429,800	386,800	363,700	330,700
ルーマニア	580,000	560,000	518,900	498,100	467,000	415,100	363,200	311,300	269,800	249,100	228,300	207,600
ルクセンブルク	700,000	670,000	626,400	601,300	563,700	501,100	438,500	375,800	325,700	300,700	275,600	250,600
ロシア	770,000	610,000	571,500	549,400	516,400	461,200	406,100	350,900	306,800	284,700	262,700	240,600
中東												
アラブ首長国連邦	860,000	840,000	797,600	775,700	742,900	688,100	633,300	578,600	534,800	512,900	491,000	469,100
イエメン	640,000	610,000	572,000	549,100	514,800	457,600	400,400	343,200	297,400	274,600	251,700	228,800
イスラエル	780,000	760,000	729,300	709,400	679,500	629,600	579,800	529,900	490,000	470,100	450,100	430,200
イラク	860,000	780,000	726,900	698,600	656,200	585,500	514,800	444,100	387,600	359,300	331,000	302,800
イラン	980,000	950,000	907,400	881,100	841,600	775,900	710,200	644,400	591,800	565,500	539,200	513,000
オマーン	700,000	680,000	650,100	631,000	602,500	554,800	507,200	459,500	421,400	402,300	383,300	364,200
カタール	630,000	600,000	566,000	544,200	511,400	456,800	402,200	347,600	303,900	282,100	260,200	238,400
クウェート	600,000	580,000	541,400	520,500	489,200	437,100	385,000	332,800	291,100	270,300	249,400	228,600
サウジアラビア	700,000	670,000	631,300	608,000	573,100	515,000	456,900	398,800	352,300	329,000	305,800	282,500
シリア	740,000	720,000	681,100	659,900	628,000	574,900	521,800	468,700	426,200	404,900	383,700	362,500
トルコ	540,000	520,000	498,000	482,500	459,200	420,400	381,600	342,800	311,800	296,200	280,700	265,200
バーレーン	630,000	610,000	569,600	547,600	514,700	459,700	404,700	349,800	305,800	283,800	261,800	239,900
ヨルダン	650,000	630,000	590,500	567,700	533,500	476,400	419,400	362,300	316,700	293,800	271,000	248,200
	610,000	590,000	556,900	536,600	506,200	455,500	404,800	354,100	313,600	293,300	273,000	252,800

	レバノン	720,000	690,000	650,500	626,500	590,500	530,400	470,400	410,300	362,300	338,200	314,200	290,200
アラビア	アラビア	690,000	660,000	625,800	604,300	572,200	518,600	465,000	411,500	368,600	347,200	325,700	304,300
アンゴラ	アンゴラ	1,000,000	970,000	920,400	892,800	851,300	782,300	713,300	644,200	589,000	561,400	533,800	506,200
ウガンダ	ウガンダ	740,000	720,000	689,700	669,800	639,900	590,100	540,300	490,500	450,700	430,700	410,800	390,900
エジプト	エジプト	640,000	580,000	549,800	529,900	500,200	450,600	401,000	351,400	311,800	291,900	272,100	252,300
エチオピア	エチオピア	720,000	700,000	667,000	648,300	620,200	573,400	526,600	479,800	442,400	423,600	404,900	386,200
エリトリア	エリトリア	680,000	660,000	627,000	608,300	580,200	533,400	486,600	439,800	402,400	383,600	364,900	346,200
ガーナ	ガーナ	720,000	700,000	670,100	651,200	622,900	575,700	528,500	481,300	443,500	424,600	405,700	386,900
カーボヴェルデ	カーボヴェルデ	870,000	840,000	797,500	771,600	732,800	668,000	603,300	538,500	486,700	460,800	434,900	409,000
カボン	カボン	980,000	950,000	898,000	868,100	823,200	748,400	673,600	598,800	539,000	509,000	479,100	449,200
カメルーン	カメルーン	870,000	850,000	802,800	778,200	741,500	680,200	618,900	557,700	508,600	484,100	459,600	435,100
ガンビア	ガンビア	870,000	840,000	797,500	771,600	732,800	668,000	603,300	538,500	486,700	460,800	434,900	409,000
ギニア	ギニア	930,000	900,000	856,000	831,000	793,400	730,800	668,200	605,600	555,500	530,500	505,400	480,400
ギニアビサウ	ギニアビサウ	870,000	840,000	797,500	771,600	732,800	668,000	603,300	538,500	486,700	460,800	434,900	409,000
ケニア	ケニア	680,000	660,000	618,000	596,900	565,200	512,400	459,600	406,800	364,600	343,400	322,300	301,200
コートジボワール	コートジボワール	930,000	900,000	855,500	828,900	789,000	722,400	655,900	589,300	536,100	509,400	482,800	456,200
コモロ	コモロ	600,000	580,000	547,300	527,500	497,900	448,400	399,000	349,500	309,900	290,200	270,400	250,600
コンゴ共和国	コンゴ共和国	980,000	950,000	898,000	868,100	823,200	748,400	673,600	598,800	539,000	509,000	479,100	449,200
コンゴ民主共和国	コンゴ民主共和国	1,020,000	990,000	939,900	911,500	868,900	797,900	726,900	655,900	599,100	570,700	542,300	514,000
サントメ・プリンシペ	サントメ・プリンシペ	980,000	950,000	898,000	868,100	823,200	748,400	673,600	598,800	539,000	509,000	479,100	449,200
ザンビア	ザンビア	710,000	690,000	656,500	636,200	605,900	555,200	504,600	453,900	413,400	393,100	372,900	352,600
シエラレオネ	シエラレオネ	680,000	660,000	630,100	611,200	582,900	535,700	488,500	441,300	403,500	384,600	365,700	346,900
ジブチ	ジブチ	910,000	880,000	837,100	811,200	772,400	707,700	643,000	578,300	526,500	500,600	474,700	448,900
ジンバブエ	ジンバブエ	800,000	780,000	738,600	717,500	685,800	632,900	580,000	527,200	484,900	463,700	442,600	421,500
スーダン	スーダン	860,000	830,000	791,600	768,400	733,500	675,300	617,100	559,000	512,400	489,200	465,900	442,700
スワジランド	スワジランド	590,000	570,000	537,300	518,100	489,400	441,400	393,500	345,500	307,100	288,000	268,800	249,600
セーシェル	セーシェル	630,000	610,000	573,000	552,100	520,700	468,400	416,100	363,800	322,000	301,000	280,100	259,200
赤道ギニア	赤道ギニア	980,000	950,000	898,000	868,100	823,200	748,400	673,600	598,800	539,000	509,000	479,100	449,200
セネガル	セネガル	870,000	840,000	797,500	771,600	732,800	668,000	603,300	538,500	486,700	460,800	434,900	409,000
ソマリア	ソマリア	740,000	720,000	685,500	664,100	632,000	578,400	524,900	471,300	428,500	407,000	385,600	364,200
タンザニア	タンザニア	720,000	700,000	662,400	641,900	611,100	559,900	508,700	457,400	416,400	395,900	375,400	355,000
チャド	チャド	830,000	810,000	762,800	738,200	701,500	640,200	578,900	517,700	468,600	444,100	419,600	395,100
中央アフリカ	中央アフリカ	870,000	850,000	802,800	778,200	741,500	680,200	618,900	557,700	508,600	484,100	459,600	435,100
チュニジア	チュニジア	530,000	510,000	483,800	467,300	442,400	401,000	359,600	318,200	285,000	268,500	251,900	235,400
トーゴ	トーゴ	890,000	860,000	815,500	788,900	749,000	682,400	615,900	549,300	496,100	469,400	442,800	416,200
ナイジェリア	ナイジェリア	990,000	960,000	908,900	881,700	841,000	773,100	705,200	637,300	583,000	555,900	528,700	501,600

ナミビア	590,000	580,000	544,300	526,100	498,800	453,400	408,000	362,600	326,200	308,000	289,900	271,700
ニジェール	890,000	860,000	815,500	788,900	749,000	682,400	615,900	549,300	496,100	469,400	442,800	416,200
ブルキナファソ	830,000	810,000	765,800	742,700	708,200	650,600	593,000	535,500	489,400	466,400	443,300	420,300
ブルンジ	740,000	720,000	685,500	664,100	632,000	578,400	524,900	471,300	428,500	407,000	385,600	364,200
ベナン	850,000	820,000	780,900	757,200	721,800	662,700	603,600	544,500	497,300	473,600	450,000	426,400
ボツワナ	690,000	670,000	636,800	617,600	588,800	540,700	492,600	444,600	406,100	386,900	367,700	348,500
マダガスカル	700,000	680,000	647,300	627,500	597,900	548,400	499,000	449,500	409,900	390,200	370,400	350,600
マラウイ	710,000	690,000	656,700	638,500	611,200	565,800	520,400	474,900	438,600	420,400	402,200	384,100
マリ	870,000	840,000	801,500	777,800	742,400	683,200	624,100	564,900	517,600	493,900	470,300	446,600
南アフリカ共和国	630,000	570,000	537,300	518,100	489,400	441,400	393,500	345,500	307,100	288,000	268,800	249,600
南スーダン	910,000	890,000	841,300	816,800	780,100	719,000	657,900	596,800	547,900	523,400	499,000	474,500
モーリシャス	600,000	580,000	547,300	527,500	497,900	448,400	399,000	349,500	309,900	290,200	270,400	250,600
モリタニア	780,000	760,000	719,900	699,500	668,900	617,900	566,900	515,900	475,100	454,700	434,300	414,000
モザンビーク	780,000	760,000	721,800	700,500	668,600	615,400	562,200	509,100	466,500	445,200	424,000	402,700
モロッコ	590,000	570,000	534,500	513,900	483,100	431,600	380,200	328,700	287,500	267,000	246,400	225,800
リビア	700,000	680,000	645,000	625,300	595,800	546,700	497,600	448,400	409,100	389,500	369,800	350,200
リベリア	720,000	700,000	670,100	651,200	622,900	575,700	528,500	481,300	443,500	424,600	405,700	386,900
ルワンダ	770,000	750,000	713,300	692,300	660,900	608,600	556,300	504,000	462,100	441,200	420,200	399,300
レソト	590,000	570,000	537,300	518,100	489,400	441,400	393,500	345,500	307,100	288,000	268,800	249,600

二 総領事館

地 域	所 在 地	号 別									
		総 領 事	1	2	3	4	5	6	7	8	9
アジア	コルカタ	円 570,000	円 554,800	円 526,500	円 479,400	円 432,300	円 385,200	円 347,500	円 328,700	円 309,800	円 291,000
	チェンナイ	580,000	569,000	539,700	490,800	442,000	393,100	354,000	334,500	314,900	295,400
	ムンバイ	620,000	585,200	554,800	504,300	453,800	403,200	362,800	342,600	322,400	302,200
	スラバヤ	500,000	471,800	446,200	403,600	361,000	318,300	284,200	267,200	250,100	233,100
	デンプサル	450,000	441,800	416,200	373,600	331,000	288,300	254,200	237,200	220,100	203,100
	メダン	480,000	471,800	446,200	403,600	361,000	318,300	284,200	267,200	250,100	233,100
	チェンマイ	480,000	469,300	440,000	391,100	342,200	293,300	254,200	234,700	215,100	195,600
	済州	680,000	630,500	591,100	525,400	459,700	394,100	341,500	315,200	289,000	262,700
	釜山	620,000	577,800	541,700	481,500	421,300	361,100	313,000	288,900	264,800	240,800
	広州	710,000	656,500	615,500	547,100	478,700	410,300	355,600	328,300	300,900	273,600
	上海	780,000	725,900	680,500	604,900	529,300	453,700	393,200	362,900	332,700	302,500
	重慶	510,000	478,700	450,100	402,300	354,500	306,800	268,500	249,400	230,300	211,200
	瀋陽	580,000	542,800	510,200	455,700	401,200	346,800	303,200	281,400	259,600	237,900

大洋州	青島	620,000	601,100	563,500	500,900	438,300	375,700	325,600	300,500	275,500	250,500
	香港	740,000	683,200	640,500	569,300	498,100	427,000	370,000	341,600	313,100	284,700
	カラチ	680,000	646,000	619,500	575,200	530,900	486,700	451,300	433,600	415,900	398,200
	ホーチミン	480,000	447,100	421,100	377,700	334,300	291,000	256,300	238,900	221,600	204,200
大洋州	ベナン	480,000	467,800	438,500	389,800	341,100	292,400	253,400	233,900	214,400	194,900
	シドニー	680,000	630,100	590,700	525,100	459,500	393,800	341,300	315,100	288,800	262,600
	パース	640,000	619,100	580,400	515,900	451,400	386,900	335,300	309,500	283,700	258,000
	ブリスベン	660,000	612,600	574,300	510,500	446,700	382,900	331,800	306,300	280,800	255,300
大洋州	メルボルン	660,000	611,600	573,400	509,700	446,000	382,300	331,300	305,800	280,300	254,900
	オークランド	650,000	628,100	588,800	523,400	458,000	392,600	340,200	314,000	287,900	261,700
北米	アトランタ	570,000	527,800	494,800	439,800	384,800	329,900	285,900	263,900	241,900	219,900
	サンフランシスコ	640,000	594,000	556,900	495,000	423,100	371,300	321,800	297,000	272,300	247,500
	シアトル	580,000	535,600	502,100	446,300	390,500	334,700	290,100	267,800	245,500	223,200
	シカゴ	610,000	564,800	529,500	470,700	411,900	353,000	306,000	282,400	258,900	235,400
北米	デトロイト	560,000	518,800	486,300	432,300	378,300	324,200	281,000	259,400	237,800	216,200
	デンバー	540,000	522,100	489,500	435,100	380,700	326,300	282,800	261,100	239,300	217,600
	ナッシュビル	620,000	574,000	538,100	478,300	418,500	358,700	310,900	287,000	263,100	239,200
	ニューヨーク	720,000	624,000	585,000	520,000	455,000	390,000	338,000	312,000	286,000	260,000
北米	ハガツニヤ	530,000	517,100	484,800	430,900	377,000	323,200	280,100	258,500	237,000	215,500
	ヒューストン	580,000	541,000	507,200	450,800	394,500	338,100	293,000	270,500	247,900	225,400
	ボストン	610,000	567,700	532,200	473,100	414,000	354,800	307,500	283,900	260,200	236,600
	ホノルル	570,000	528,400	495,300	440,300	385,300	330,200	286,200	264,200	242,200	220,200
北米	マイアミ	580,000	538,700	505,000	448,900	392,800	336,700	291,800	269,300	246,900	224,500
	ロサンゼルス	640,000	595,600	558,300	496,300	434,300	372,200	322,600	297,800	273,000	248,200
	カルガリー	580,000	560,900	525,800	467,400	409,000	350,600	303,800	280,400	257,100	233,700
	トロント	650,000	602,200	564,500	501,800	439,100	376,400	326,200	301,100	276,000	250,900
中南米	バンクーバー	640,000	597,200	559,900	497,700	435,500	373,300	323,500	298,600	273,700	248,900
	モントリオール	590,000	573,200	537,400	477,700	418,000	358,300	310,500	286,600	262,700	238,900
	クリチバ	670,000	644,600	604,400	537,200	470,100	402,900	349,200	322,300	295,500	268,600
	サンパウロ	760,000	704,600	661,800	590,500	519,200	447,900	390,800	362,300	333,800	305,300
中南米	マナウス	720,000	698,000	660,000	596,700	533,400	470,000	419,400	394,000	368,700	343,400
	リオデジャネイロ	790,000	737,500	694,500	622,900	551,300	479,700	422,400	393,700	365,100	336,500
	レオン	610,000	593,000	557,200	497,500	437,800	378,100	330,400	306,500	282,600	258,800
	ミラノ	730,000	673,900	631,800	561,600	491,400	421,200	365,000	337,000	308,900	280,800
欧州	エディンバラ	690,000	663,600	622,100	553,000	483,900	414,800	359,500	331,800	304,200	276,500

中東	バルセロナ	640,000	621,800	583,000	518,200	453,400	388,700	336,800	310,900	285,000	259,100
	デュッセルドルフ	650,000	604,600	566,800	503,800	440,800	377,900	327,500	302,300	277,100	251,900
	ハンブルク	630,000	607,300	569,400	506,100	442,800	379,600	329,000	303,700	278,400	253,100
	フランクフルト	660,000	612,400	574,100	510,300	446,500	382,700	331,700	306,200	280,700	255,200
	ミュンヘン	630,000	605,600	567,800	504,700	441,600	378,500	328,100	302,800	277,600	252,400
	ストラスブール	660,000	610,700	572,500	508,900	445,300	381,700	330,800	305,300	279,900	254,500
	マルセイユ	630,000	610,700	572,500	508,900	445,300	381,700	330,800	305,300	279,900	254,500
	ラジャオストク	610,000	572,800	540,200	485,700	431,200	376,800	333,200	311,400	289,600	267,900
	サンクトペテルブルク	520,000	507,000	476,500	425,800	375,100	324,400	283,800	263,500	243,200	222,900
	ハバロフスク	610,000	572,800	540,200	485,700	431,200	376,800	333,200	311,400	289,600	267,900
政府代表部	ユジノサハリンスク	610,000	572,800	540,200	485,700	431,200	376,800	333,200	311,400	289,600	267,900
	ドバイ	610,000	587,500	550,800	489,600	428,400	367,200	318,200	293,800	269,300	244,800
イスタンブール	ジッタ	620,000	606,400	574,100	520,300	466,500	412,700	369,700	348,200	326,700	305,200
	イスタンブール	570,000	554,600	520,000	462,200	404,400	346,700	300,400	277,300	254,200	231,100

地 域	所 在 地	号 別											
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号
アジア	ジャカルタ (東南アジア諸国連合)	510,000 円	490,000 円	458,900 円	441,800 円	416,200 円	373,600 円	331,000 円	288,300 円	254,200 円	237,200 円	220,100 円	203,100 円
北米	ニューヨーク (国際連合)	830,000	700,000	650,000	624,000	585,000	520,000	455,000	390,000	338,000	312,000	286,000	260,000
	モントリオール (国際民間航空機関)	660,000	640,000	597,100	573,200	537,400	477,700	418,000	358,300	310,500	286,600	262,700	238,900
欧州	ウィーン (在ウィーン国際機関)	790,000	760,000	710,300	681,800	639,200	568,200	497,200	426,200	369,300	340,900	312,500	284,100
	ジュネーブ (在ジュネーブ国際機関)	1,040,000	880,000	816,400	783,700	734,700	653,100	571,500	489,800	424,500	391,900	359,200	326,600
	(軍縮会議)	910,000	880,000	816,400	783,700	734,700	653,100	571,500	489,800	424,500	391,900	359,200	326,600
	パリ (経済協力開発機構)	760,000	680,000	636,100	610,700	572,500	508,900	445,300	381,700	330,800	305,300	279,900	254,500
	(国際連合教育科学文化機関)	710,000	680,000	636,100	610,700	572,500	508,900	445,300	381,700	330,800	305,300	279,900	254,500
	ブリュッセル (欧州連合)	770,000	690,000	647,500	621,600	582,800	518,000	453,300	388,500	336,700	310,800	284,900	259,000

附 則

この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、別表第一のうち二 総領事館の表の改正規定は、政令で定める日から施行する。

理 由

在外公館として在レオン日本国総領事館等を新設するとともに、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、在外公館の新設等を行うとともに、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額の改定等を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 「在ブルジア日本国大使館」の名称及び位置の国名をそれぞれ「在ジョーシア日本国大使館」及び「ジョーシア」に変更する等の規定の整備を行うこと。

2 メキシコに在レオン日本国総領事館を、ドイツに在ハンブルク日本国総領事館をそれぞれ新設すること。

3 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額の改定等を行うこと。

4 この法律は、平成二十七年四月一日から施行すること。ただし、2については、政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、外交活動の円滑かつ効率的な遂行を図るため、必要かつ適切な措置と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成二十七年

度一般会計予算外務省所管のなかに、約四億二百六十六万円が計上されている。
右報告する。

平成二十七年三月二十七日

外務委員長 土屋 品子
衆議院議長 町村 信孝殿